

議 事 日 程 （第 1 号）

平成31年 2 月 25 日（月曜日）午前10時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報第 1 号 下呂市国民保護計画の変更について
- 日程第 5 諮第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 諮第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 諮第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 諮第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9 諮第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 同第 1 号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 同第 2 号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 同第 3 号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 同第 4 号 下呂市教育委員会教育長の任命について
- 日程第14 同第 5 号 下呂市教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議第 6 号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計への繰出について
- 日程第16 議第 7 号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第14号）
- 日程第17 議第 8 号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）
- 日程第18 議第 9 号 平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第19 議第10号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第 4 号）
- 日程第20 議第11号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）
- 日程第21 議第12号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第 7 号）
- 日程第22 議第13号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第23 議第14号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 4 号）
- 日程第24 議第15号 平成30年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第25 議第16号 平成30年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第26 議第17号 平成30年度下呂市水道事業会計補正予算（第 5 号）
- 日程第27 議第18号 平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第28 議第19号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第29 市長施政方針説明
- 日程第30 議第20号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について

- 日程第31 議第21号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第32 議第22号 下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者の指定について
- 日程第33 議第23号 下呂市まるかりの里の指定管理者の指定について
- 日程第34 議第24号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について
- 日程第35 議第25号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について
- 日程第36 議第26号 下呂市御嶽山五の池小屋の指定管理者の指定について
- 日程第37 議第27号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について
- 日程第38 議第28号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について
- 日程第39 議第29号 新市まちづくり計画（煌）の変更について
- 日程第40 議第30号 下呂市犯罪被害者等支援条例について
- 日程第41 議第31号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議第32号 下呂市響会館条例を廃止する条例について
- 日程第43 議第33号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第44 議第34号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第45 議第35号 下呂市いで湯の里ふれあいセンター条例を廃止する条例について
- 日程第46 議第36号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第47 議第37号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第48 議第38号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第49 議第39号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第50 議第40号 下呂市保育園条例の一部を改正する条例について
- 日程第51 議第41号 下呂市有害鳥獣中間処理施設条例について
- 日程第52 議第42号 下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第53 議第43号 下呂市景観条例の一部を改正する条例について
- 日程第54 議第44号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第55 議第45号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第56 議第46号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第57 議第47号 下呂市農林漁業体験施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第58 議第48号 消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第59 議第49号 財産の譲与について

日程第60	議第50号	財産の譲与について
日程第61	議第51号	財産の譲与について
日程第62	議第52号	財産の譲与について
日程第63	議第53号	財産の譲与について
日程第64	議第54号	財産の譲与について
日程第65	議第55号	財産の譲与について
日程第66	議第56号	財産の譲与について
日程第67	議第57号	財産の譲与について
日程第68	議第58号	財産の無償貸付について
日程第69	議第59号	平成31年度下呂市下水道事業特別会計への繰出について
日程第70	議第60号	平成31年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について
日程第71	議第61号	平成31年度下呂市一般会計予算
日程第72	議第62号	平成31年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
日程第73	議第63号	平成31年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算
日程第74	議第64号	平成31年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
日程第75	議第65号	平成31年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
日程第76	議第66号	平成31年度下呂市下水道事業特別会計予算
日程第77	議第67号	平成31年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算
日程第78	議第68号	平成31年度下呂市下呂財産区特別会計予算
日程第79	議第69号	平成31年度下呂市学校給食費特別会計予算
日程第80	議第70号	平成31年度下呂市水道事業会計予算
日程第81	議第71号	平成31年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算
日程第82	議第72号	平成31年度下呂市立金山病院事業会計予算

出席議員（13名）

議長	各務吉則	1番	尾里集務
2番	中島ゆき子	3番	田中副武
4番	今井政良	7番	宮川茂治
8番	中島博隆	9番	伊藤嚴悟
10番	一木良一	11番	吾郷孝枝
12番	中島新吾	13番	中島達也
14番	中野憲太郎		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	服 部 秀 洋	副 市 長	村 山 鏡 子
教 育 長	大 屋 哲 治	監 査 委 員	杉 山 好 巳
市 長 公 室 長	桂 川 国 男	総 務 部 長	星 屋 昌 弘
教 育 部 長	今 井 藤 夫	観 光 商 工 部 長	細 江 博 之
消 防 長	田 口 伸 一	会 計 管 理 者	山 中 昌 弘
金 山 病 院 院 長	加 藤 宗 広	健 康 福 祉 部 長	岡 崎 和 也
生 活 部 長	二 村 忠 男	建 設 部 長	長 江 寛
環 境 部 長	岩 佐 靖	農 林 部 長	河 合 修
萩 原 振 興 所 長	大 坪 仁 文	下 事 務 振 興 所 長	齋 藤 和 弘
馬 瀬 振 興 所 長	藤 澤 友 治	小 事 務 振 興 所 長	林 利 春
金 山 振 興 所 長	澤 田 勤 之		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	二 村 勝 浩	書 記	見 廣 洋 始
書 記	青 木 秀 史		

◎開会及び開議の宣告

○議長（各務吉則君）

おはようございます。御苦勞さまでございます。
ただいまの出席議員は13人で定足数に達しております。
これより平成31年第2回下呂市議会定例会を開会いたします。
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申し込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（各務吉則君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番 田中副武君、4番 今井政良君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（各務吉則君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの24日間といたしたいと思っております。
これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は24日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（各務吉則君）

日程第3、諸般の報告を行います。
市長行政報告、議長報告、定期監査結果報告、例月現金出納検査報告は、お手元に配付のとおりでありますので、ごらんくださるようよろしくお願いいたします。

◎報第1号について（報告・質疑）

○議長（各務吉則君）

日程第4、報第1号 下呂市国民保護計画の変更について報告を求めます。
市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

おはようございます。

それでは、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

報第1号 下呂市国民保護計画の変更について。

下呂市国民保護計画の変更について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第6項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。平成31年2月25日提出。

次の2ページから6ページについては新旧対照表がございますが、7ページの変更の趣旨及び概要にて御説明をいたしますので、7ページをお開きいただきたいと思います。

下呂市国民保護計画の変更の趣旨及び概要。

1. 変更の趣旨。

下呂市国民保護計画は、平成16年6月に成立した武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律を受け、平成19年3月に策定したものでございます。

計画では、武力攻撃から住民の生命・身体及び財産を保護するための国・県・市及び関係機関の役割、住民の避難及び救援の措置等を定めております。

今回の変更は、国民保護計画の作成基準となる国民の保護に関する基本方針が改正されたことに伴い、それとの整合性を図るため変更を行うものでございます。

2. 変更の概要。

(1) 情報収集・情報提供の体制整備について。こちらでは武力攻撃事態等が発生した場合の情報伝達手段として、全国瞬時警報システム（Jアラート）の開発を検討するとしていたものを、既に運用開始となっていることから、関係する記述を変更いたします。

武力攻撃事態等により死亡または負傷した住民の安否情報の報告方法として、安否情報システムの開発を検討するとしていたものを、既に運用開始となっていることから、関係する記述を変更いたします。

(2) 避難・救援に関する平素からの備えについて。こちらでは、災害対策基本法の改正による「要配慮者」から「避難行動要支援者」へ、「避難支援プラン」から「避難行動要支援者名簿」への用語変更に伴う表現を変更いたします。

(3) 関係機関の相互連携について。こちらのほうでは、国が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合に市も当協議会に参加し、情報共有と相互協力を努める記述を追加します。

防衛省の設置に伴い、「防衛庁長官」から「防衛大臣」へ用語の変更をいたします。

次の8ページへ参りまして、(4) 警報の伝達方法について。こちらのほうでは、武力攻撃事態等に係る警報の伝達手段として、緊急情報ネットワークシステム（エムネット）及び全国瞬時警報システム（Jアラート）が運用開始となっていることから、関係する記述を変更いたします。

(5) 避難住民の誘導について。大規模集客施設や旅客輸送関連施設における施設管理者と連携した避難住民の誘導に関する記述を追加いたします。

(6)武力攻撃原子力災害への対応について。こちらのほうでは、武力攻撃原子力災害時におけるモニタリングの実施、安定ヨウ素剤の服用、避難退域時検査及び簡易除染の実施、飲食物の摂取制限等に関する記述を国の指導に基づき追加（修正）するものでございます。

以上で、国民保護計画の変更についての報告を終わります。

○議長（各務吉則君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これで報第1号の報告を終わります。

◎諮第1号から諮第5号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

日程第5、諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第6、諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第7、諮第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第8、諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第9、諮第5号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上5件を一括議題といたします。

諮第1号から諮第5号までの5件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

氏名、今井繁子さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。平成31年2月25日提出。

提案理由、人権擁護委員 今井繁子氏が平成31年6月30日に任期満了となるためでございます。次ページをお願いいたします。

諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

氏名、山下浩正さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。平成31年2月25日提出。

提案理由は前項と一緒にございます。

次ページをお願いいたします。

諮第3号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によ

り、議会の意見を求める。

氏名、日野光洋さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。平成31年2月25日提出。

日野光洋さんの提案理由でございますが、人権擁護委員 中島孝氏が平成31年6月30日に任期満了となるためでございます。

次ページをお願いいたします。

諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏名、矢島錠之助さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。平成31年2月25日提出。

提案理由、人権擁護委員 矢島錠之助氏が平成31年6月30日に任期満了となるためでございます。

次ページをお願いいたします。

諮第5号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

氏名、中島春子さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。平成31年2月25日提出。

提案理由、人権擁護委員 下村和子氏が平成31年6月30日に任期満了となるため。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本5件に対する質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明していただきました諮第1号から諮第5号までの5件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本5件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

お諮りします。諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は今井繁子さんを適任とすることに御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、今井繁子さんを適任とすることに決定いたしました。

諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は山下浩正さんを適任とすることに御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、山下浩正さんを適任とすることに決定いたしました。

諮第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は日野光洋さんを適任とすることに御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、日野光洋さんを適任とすることに決定いたしました。

諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は矢島錠之助さんを適任とすることに御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、矢島錠之助さんを適任とすることに決定いたしました。

諮第5号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は中島春子さんを適任とすることに御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、中島春子さんを適任とすることに決定いたしました。

◎同第1号から同第3号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

日程第10、同第1号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第11、同第2号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第12、同第3号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上3件を一括議題といたします。

同第1号から同第3号までの3件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

同第1号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を下呂市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、二村象史さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。平成31年2月25日提出。

提案理由、下呂市固定資産評価審査委員会委員 廣瀬宏欣氏が平成31年5月13日に任期満了となるためでございます。

次ページをお願いいたします。

同第2号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を下呂市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、田口勝さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。平成31年2月25日提出。

提案理由、下呂市固定資産評価審査委員会委員 田口勝氏が平成31年5月13日に任期満了となるためでございます。

次ページをお願いいたします。

同第3号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を下呂市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、可兒敏さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。平成31年2月25日提出。

提案理由、下呂市固定資産評価審査委員会委員 川尻実氏が平成31年5月13日に任期満了となるため。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第1号から同第3号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本3件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

た。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

お諮りします。同第1号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、同第1号については同意することに決定いたしました。

同第2号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、同第2号については同意することに決定いたしました。

同第3号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、同第3号については同意することに決定いたしました。

◎同第4号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

日程第13、同第4号 下呂市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

同第4号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

同第4号 下呂市教育委員会教育長の任命について。

次の者を下呂市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

氏名、細田芳充さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。平成31年2月25日提出。

提案理由、下呂市教育委員会教育長 大屋哲治氏が平成31年3月31日をもって辞職することに伴い、新たに教育長を任命することについて、議会の同意を求めます。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

これより同第4号に対する質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第4号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

9番 伊藤巖悟さん。

○9番（伊藤巖悟君）

聞き忘れたもので、ちょっとここの時間を使ってお願ひいたしますけれど、まずこの人事案件が出ますと、教育長さんがやめられるという前提で出されたということだと思います。そうしますと、本当に長い間、御苦労さまでございました。今後とも後任の指導に御尽力いただきたい。心からお願ひを申し上げますが、ここで、やはり人事案件ですので、教育長の今度の候補になられる方の経歴をちょっと報告していただくとありがたいなあとと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。以上です。

○議長（各務吉則君）

教育部長。

○教育部長（今井藤夫君）

細田さんの経歴、略歴を簡単に御紹介申し上げます。

昭和55年4月に小・中学校の教諭になられておられます。そして、平成10年から平成11年まで飛騨教育事務所の指導主事、平成11年4月から平成12年3月まで飛騨教育事務所の課長補佐、平成12年4月から平成15年3月まで岐阜県教育委員会学校支援課の課長補佐、そして平成15年4月から平成17年3月まで下呂小学校の教頭、平成17年4月から平成20年3月まで飛騨教育事務所の課長補佐、平成20年4月から平成24年3月まで中切小学校、馬瀬小学校、下呂中学校の校長をお務めです。平成24年4月から平成28年3月まで4年間、下呂市教育委員会の学校教育課長をお務

めいただいております。平成28年4月から平成30年3月まで金山小学校の校長をお務めになられ、退職をされておられます。現在は下呂市教育委員会の教育研究所の次長として御活躍をされておられる方でございます。以上です。

○議長（各務吉則君）

討論はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

お諮りします。同第4号 下呂市教育委員会教育長の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第4号については同意することに決定いたしました。

◎同第5号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

日程第14、同第5号 下呂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

同第5号について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

同第5号 下呂市教育委員会委員の任命について。

次の者を下呂市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

氏名、河尻明子さん、住所、年齢は記載のとおりでございます。平成31年2月25日提出。

提案理由、下呂市教育委員会委員 河尻明子氏が平成31年5月13日に任期満了となるためでございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより同第5号に対する質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第5号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論ありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

お諮りします。同第5号 下呂市教育委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成者の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第5号については同意することに決定いたしました。

◎議第6号から議第19号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（各務吉則君）

日程第15、議第6号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計への繰出について、日程第16、議第7号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第14号）、日程第17、議第8号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、日程第18、議第9号 平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第19、議第10号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）、日程第20、議第11号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、日程第21、議第12号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）、日程第22、議第13号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、日程第23、議第14号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）、日程第24、議第15号 平成30年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）、日程第25、議第16号 平成30年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）、日程第26、議第17号 平成30年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）、日程第27、議第18号 平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）、日程第28、議第19号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）、以上14議案を一括議題といたします。

議第6号から議第19号までの提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいま一括上程されました議第6号から議第19号までの補正予算につきまして、提案理由の

説明を申し上げます。

今回の補正予算は、議第6号での簡易水道特別会計への基準外繰り出しのほか、主に事業費確定に伴います歳入歳出予算の調製や入札差金など不用見込み額の減額をお願いするもので、それに合わせて各会計間の繰入金、繰出金の調整等も行っております。

議第7号の下呂市一般会計補正予算につきましては、歳入では、今ほど申しました事業費の確定などに伴い、分担金、使用料、国・県支出金、諸収入、市債などのそれぞれ増額、または減額を計上しております。

また、普通交付税及び特別交付税では、追加交付の増額補正を行うとともに、ふるさと寄附金の予算計上も行っております。

歳出につきましては、そのほとんどが事業費確定に伴う減額補正でございますが、障がい者自立支援事業の支出見込み額増額に伴う増額や国の風疹対策による風疹抗体検査委託料の計上、県の事業追加に伴う県道改良事業等負担金の増額など、必要な予算を計上しております。

また、来年度以降に実施が必要な事業の財源といたしまして、特定目的基金の積み立ても計上いたしました。

議第8号から議第19号までの各特別会計及び企業会計補正予算につきましても、不足する経費の追加や各事業の精算、必要額の精査による不用額の減額など、予算補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては各担当部長が説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第6号から議第9号までの4議案について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、議案書の29ページをお開きください。

議第6号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、平成30年度下呂市一般会計は、次のとおり平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計へ繰り出すものとする。繰出額1,045万4,000円。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。7月豪雨により被災した濁河飲料水供給施設の災害復旧に要した経費を基準外繰り出しすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、補正予算の説明に移らせていただきます。

下呂市一般会計・特別会計・企業会計補正予算書をお開きください。1ページでございます。

平成30年度下呂市一般会計補正予算（第14号）でございます。

それでは、議第7号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第14号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成30年度下呂市の一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによります。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ4億8,712万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ266億9,159万6,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。

第2条は繰越明許費の追加・変更で、第2表 繰越明許費補正によるものでございます。

第3条は債務負担行為の追加・変更で、第3表 債務負担行為補正によるものでございます。

第4条は地方債の変更で、第4表 地方債補正によるものです。平成31年2月25日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入補正の主なものとしましては、1款市税1,331万円の増額、6款地方消費税交付金4,900万円の増額、3ページに移りまして、10款地方交付税5,140万円の増額、12款分担金及び負担金2,930万3,000円の減額、14款国庫支出金1,820万2,000円の増額、15款県支出金1億1,110万4,000円の減額、16款財産収入1,737万7,000円の増額。4ページをお開きください。17款寄附金1億806万1,000円の増額、18款繰入金4億2,324万9,000円の減額、20款諸収入1,069万6,000円の増額、21款市債1億9,760万円の減額でございます。

5ページへ移りまして、歳出でございます。

歳出補正の主なものは、2款総務費2,871万3,000円の増額、3款民生費2,854万3,000円の増額、4款衛生費5,028万5,000円の減額、6款農林水産業費1億2,038万5,000円の減額。6ページをお開きください。7款商工費1,856万円の減額、8款土木費1億2,567万円の減額、10款教育費1,468万7,000円の減額、11款災害復旧費2億2,039万4,000円の減額。7ページに移っていただきまして、14款予備費463万9,000円の増額でございます。

8ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正の追加と変更でございます。

まず、追加でございます。

2款衛生費の予防接種事業2,287万9,000円は、昨年12月に示された厚生労働省の風疹感染拡大防止の追加的対策に基づき抗体検査委託料を予算措置しましたが、対象者全員の年度内実施が見込めないことによるものでございます。

6款農林水産業費の県単土地改良事業537万9,000円は、昨年の6月豪雨で当事業箇所への進入路が断たれ、事業の延期を余儀なくされたことによるものでございます。

8款土木費の道路橋梁総務諸経費臨時187万3,000円は、国道41号屏風岩改良に伴う用地取得のための不動産鑑定委託料で、地権者との協議の関係で次年度へ繰り越すものでございます。その下、市道補修事業4,230万円は、13件の工事請負費で、昨年の7月豪雨災害の復旧を優先し、当事業の発注におくれが生じたことによるものでございます。その下、河川・排水路補修事業730万円は、5件の施設維持工事で、理由は先ほどと同様でございます。その下、社会資本整備総合交付金事業706万2,000円は、市道森8号線改良に伴う分筆登記、土地の購入、立木補償に関する予算で、地権者との交渉に不測の時間を要したことによるものでございます。

9 款消防費の防災対策諸経費臨時（雨量等情報監視システム整備事業）200万円は、観測データの取り込みや開発及び運用コスト削減の検討に時間を要したことによるものでございます。

11 款災害復旧費の現年補助農業施設災害復旧事業6,433万8,000円は、昨年の豪雨災害に伴う7カ所の頭首工や水路、のり面整形等の工事において、進入路の狭小や他の工事との重複、冬季凍結等の理由で不測の日数を要することになったことによるものでございます。その下、現年市単災害復旧事業1億239万7,000円は、上呂の踏切改良工事に係る施工業務委託（1,090万7,000円）は、踏切の拡幅に伴い不測の日数が生じたこと、災害復旧工事40件は、7月豪雨災害の応急復旧工事や国庫補助災害復旧工事を優先することで、当該事業の発注におくれが生じたことによるものでございます。

続きまして、変更については、8 款土木費の防災・安全交付金橋梁事業の3億2,160万円から3億2,600万円への変更は、PCB廃棄物の処分委託で予定していた受け入れ業者が昨年の豪雨災害で発生した大量の災害ごみ等の処理に追われ、年度内の完了が困難になったことによるものでございます。

11 款災害復旧費の現年市単林業施設災害復旧事業の950万円から4,300万円への変更は、地元などとの調整に不測の日数を要したことによるものでございます。その下、現年補助林業施設災害復旧事業の7,437万8,000円から1億2,093万8,000円への変更も同様の理由によるものでございます。その下、現年補助災害復旧事業の2億8,593万3,000円から3億491万8,000円への変更は、地元との調整に不測の日数を要したことと、不落に伴う再入札で年度内完了が困難になったことによります。

9 ページへ参りまして、第3表 債務負担行為補正の追加でございます。

みなみこども園の指定管理料については、馬瀬のわかあゆ子育て・保育ステーションをみなみこども園の指定管理料に含めるための追加で、平成31年度から平成32年度まで、限度額、毎年度予算の議決を経る指定管理料とするものでございます。

その下、農林漁業体験施設まるかりの里の指定管理料について、平成31年度から32年度まで、限度額60万円として追加するものでございます。

続きまして、変更でございます。

1. 旧下呂町最終処分場のり面崩壊防止工事は、平成31年度の限度額を3,026万7,000円増額し、1億1,666万7,000円とするもので、これは昨年の豪雨災害で工事におくれが生じ、出来高を調整したことによる変更でございます。

その下、積算システム保守管理業務委託料は、それぞれ平成31年度から34年度までの限度額を増額するもので、これは消費税相当分の増額でございます。

5 番目です。建築物等耐震化促進事業費補助金は、特定建築物等の耐震改修のための計画策定の補助金で、平成31年度の限度額を270万5,000円増額し、1,093万8,000円とするものです。これは国道41号緊急輸送道路沿道建築物3棟につきまして、各所有者の意向により、平成31年3月末まで事業着手が見込まれ、事業完了が平成31年度に及ぶこととなるためでございます。

10ページをお開きください。

第4表 地方債補正でございます。

衛生債から災害復旧債までの8事業について、それぞれの事業費や財源の確定に伴い、借入限度額を変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は従前のとおりでございます。

それでは、事項別明細書にて補正の主な内容を御説明申し上げますので、14ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1款市税につきましては、1項市民税から、15ページ、5項の入湯税までの各税目において、現年度課税分の調定見込みによります増減額調整と滞納繰り越し分の収納見込み分を増額計上したものでございます。

15ページ中段の2款地方譲与税は、2項自動車重量譲与税で400万円の減額で、今年度の交付額の見込みによるものでございます。

3款利子割交付金400万円の増額も交付額の見込みによるものでございます。

16ページをお開きください。

4款から8款までの交付金につきましても、今年度交付額の確定、または見込みによる補正で、4款配当割交付金は200万円の減額、5款株式等譲渡所得割交付金は800万円の増額、6款地方消費税交付金は4,900万円の増額、7款ゴルフ場利用税交付金は130万円の減額でございます。

17ページへ移っていただき、8款自動車取得税交付金は100万円の増額となっております。

10款地方交付税は、普通交付税追加交付分1,140万円と特別交付税の3月交付見込み分4,000万円の追加計上でございます。

一番下の12款分担金及び負担金、1項分担金は事業費確定に伴うもので、農林水産業費分担金が1,883万円の減額でございます。

18ページを開いてください。

4目災害復旧費分担金が1,054万2,000円の減額となっております。

最下段へ参りまして、13款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、各施設の使用実績及び精算見込みによる増減でございます。

20ページをお開きください。

下段の14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は1,991万8,000円の減額、これは交付額の確定及び実績見込みによる補正でございます。

21ページに移っていただきまして、3目災害復旧費国庫負担金5,826万8,000円の増額は、公共土木施設災害復旧費負担金の現年発生分で、補助率の変更によるものでございます。

その下、2項国庫補助金では、事業の確定等に伴う補助金の増減で、主なものとしては、2目衛生費国庫補助金の感染症予防事業費等補助金（風疹抗体検査分）1,143万9,000円の増額、22ページを開いていただきまして、循環型社会形成推進交付金（最終処分場事業費見込み）の交付額確定による減額1,024万7,000円、その下、住宅・建築物安全ストック形成事業の事業費見込み

よる減額2,364万3,000円、うち庁舎整備分が1,522万5,000円でございます。こういったものが主なものでございます。

最下段の15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金175万6,000円の減額は、今年度の交付額の確定及び実績見込みによる減額でございます。

24ページを開いてください。

1項県負担金、4目災害復旧費県負担金835万6,000円の減額は、農業施設災害復旧費負担金の見込み分でございます。

その下、2項県補助金も事業の確定等に伴う補助金の増減で、主なものとしましては、2目民生費県補助金の子ども・子育て支援交付金の増額373万1,000円、3目衛生費県補助金の合併処理浄化槽設置整備事業補助金の減額324万6,000円、25ページに移りまして、中段の4目農林水産業費県補助金の農業次世代人材投資資金、経営開始型の見込みによる減額750万円、その下、野生鳥獣保護管理事業補助金、今年度確定による減額1,425万5,000円、最下段の被災農業者向け経営体育成支援事業の減額1,183万8,000円。26ページを開いてください。6目土木費県補助金の地籍調査費補助金、これも事業確定による減額430万1,000円が主なものでございます。その下、最下段でございますが、9目災害復旧費県補助金4,236万6,000円の減額は、事業見込みによる農業施設及び林業施設災害復旧費補助金の減でございます。

27ページに移っていただきまして、上段の3項委託金、2目民生費県委託金396万円の増額は、昨年の豪雨災害で災害救助法に伴い市が支払った経費に関する求償分でございます。

その下、16款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金は、基金利子の確定に伴う増減でございます。

28ページを開いてください。

中段の2項財産売払収入、1目不動産売払収入468万2,000円の増額は、土地及び立木等の売り払い収入でございます。

その下、17款寄附金1億806万1,000円の増額は、主にふるさと寄附金の増によるものでございます。

29ページの最下段、18款繰入金、1目基金繰入金4億2,324万9,000円の減額は、事業費確定に伴うものでございます。財政調整基金につきましては、平成30年度の減額分が14億4,600万円で、年度末残高見込みは61億8,241万3,000円となります。

30ページをお開きください。

20款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、1目延滞金273万2,000円の増額は、諸税滞納延滞金収入実績による増額が主なものでございます。

1段飛びまして、3項貸付金元利収入300万円の減額は、経営安定資金融資預託金の貸し付け状況による不用見込み額の減額でございます。

最下段の5項雑入につきましても、今年度の実績等による増額でございます。主なものは、31ページ上段の総務雑入の市町村振興協会交付金、これは雨量計設置工事で596万7,000円、中学生

の姉妹都市交流で748万9,000円などの追加でございます。

続いて、33ページをお開きください。

21款市債につきましては、事業費、財源の確定等により起債発行額を調整し、全体で1億9,760万円の減額補正としております。

35ページへ移っていただきまして、ここからは歳出でございます。

歳出補正につきましては、ほとんどが事業費の確定、支出見込み額の精査等による増減となっております。また、各科目の人件費関係の補正は、年度途中の採用や育児休業、分限休職者等による給料の増減、扶養状況の変更や業務量の増加などに伴う手当の補正でございます。各基金の積立金は、来年度以降に実施が必要な事業の財源として積み立てを行うものでございます。なお、会計間の繰入金、繰出金の調整についてもあわせて行っております。

それでは、人件費以外の歳出補正の主な内容につきまして、向かって右側の説明欄を中心に御説明をいたします。

最初に、2款総務費、総務管理費、一般管理費でございます。

36ページをお開きください。

右の欄の中段、委託料100万円の減額は、例規データ更新数の減によるものでございます。その下、総務一般管理諸経費臨時291万円の減額は、弁護士委託料の債務負担行為設定に伴うものでございます。

38ページをお開きください。

上から3段目の5目財産管理費、公用自動車管理費114万2,000円の増額は、燃料費高騰によるものでございます。下から2段目の市有林造林事業140万円の減額は、入札差金等によるものでございます。39ページの2段目、公共事業基金費積立金632万円の減額は、利息分の減によるものでございます。その下、庁舎・振興事務所整備事業363万円の減額は、工事費確定による減額240万円が主なものでございます。

40ページを開いてください。

上から2段目の6目企画費1,711万円の減額は、パノラマグラウンド改修工事完成による不用額の減でございます。その下、ふるさと応援基金費積立金1億373万4,000円の増額は、平成30年4月から同年12月までの積み立ての分でございます。

41ページの上段でございますが、8目電子自治体推進費、庁内情報化推進諸経費臨時1,494万1,000円の減額は、庁舎内のパソコン入れかえ200台に伴う備品購入費の不用額1,034万1,000円及びその設定委託料の不用額460万円でございます。

その下、9目地域情報化対策費、下呂ネットサービス諸経費臨時1,914万5,000円の減額は、下呂ネットサービスのN T T局舎からの撤去工事等に伴う不用額の減でございます。

42ページをお開きください。

下から2段目の12目自治振興費、馬瀬地域振興事業616万4,000円の減額は、森林防災事業等諸委託料の事業費確定及び施設維持工事費の事業費確定による減額でございます。その下、小坂地

域地域おこし協力隊事業241万1,000円の減額は、未雇用期間分の減額でございます。

44ページをお開きください。

上段の13目総合交通対策費、コミュニティバス運行事業108万円の増額は、年間運行距離増加による増でございます。

46ページを開いてください。

上段の1目戸籍住民基本台帳費、上から3段目ですが、戸籍住民事務費臨時338万3,000円の減額は、個人番号カード関連事務委託交付金の見込みによる減でございます。1月末のカード発行枚数は3,099枚で9.33%となっております。

その下、4項選挙費、4目県政選挙費、県議会議員選挙費141万1,000円の増額は、ことし4月7日に予定されております岐阜県議会議員選挙に伴う職員の時間外勤務手当等でございます。

少し飛びまして、50ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、上から2段目の2目障がい者福祉費、障がい者福祉手当給付事業363万8,000円の減額、その下、障がい者自立支援医療給付事業597万1,000円の減額、その下、障がい者補装具給付事業143万6,000円の増額、さらにその下、障がい者自立支援給付事業3,212万5,000円の増額は、いずれも支出見込みによる増減でございます。

52ページをお開きください。

上段の老人等緊急通報装置管理運営費委託料284万2,000円の減額は、単価の減額及び業務期間の短縮によるものでございます。その下、老人保護措置費430万9,000円の減額、在宅福祉日常生活用具給付等事業160万9,000円の減額は、実績及び支出見込みによる減でございます。下段から53ページにかけての繰出金は、特別会計にて御説明をします。

53ページの中段でございます。

4目介護保険費の介護職員確保対策事業240万円の減額は、トライアル雇用事業補助金の実績見込みによる減でございます。

54ページをお開きください。

1項児童福祉費、1目児童福祉総務費、中段の母子生活支援施設入所事業120万円の減額は、入所世帯が見えなかったことによる皆減でございます。その下、子ども・子育て支援事業652万円の減額は、ニーズ調査を独自調査に切りかえたことによる委託料の皆減と、地域型保育給付負担金の実績及び価格改定による減でございます。

55ページに移りまして、2目児童措置費の児童手当給付費915万5,000円の減額及び児童扶養手当給付費370万円の減額は、児童手当及び児童扶養手当給付費の支給見込みに伴う扶養額の減でございます。

最下段の4目保育所費の保育所運営費1,571万2,000円の減額は、実績見込みによる臨時雇用賃金及び通園バス運行委託料の減等が主なものでございます。56ページをお開きください。中段の保育所公設民営事業817万7,000円の減額は、3園の指定管理料支出見込みによるものでございます。

57ページの中段、6目学童保育費の学童保育クラブ運営事業155万1,000円の減額は、教育指導員1名減による減額が主なものでございます。

その下、7目障がい児福祉費の障がい児加配保育士設置事業184万4,000円の減額は、臨時職員の執務実績見込みによるものでございます。

58ページをお開きください。

中段の3項生活保護費、1目生活保護総務費の生活保護実施事業1,943万5,000円の減額は、実績見込みによる減でございます。その下、生活保護臨時事務事業1,853万1,000円の増額は、平成29年度分の精算による返還金の確定による追加でございます。

60ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、上から2段目の保健衛生諸経費366万9,000円の減額は、保健指導及び栄養教育指導業務賃金の減額でございます。その下の繰出金は、特別会計にて説明をします。下段の看護師等修学資金基金費2,003万2,000円の増額は、積立金の増額でございます。61ページに移っていただきまして、2段目の医療対策事業臨時190万円の減額は、地域医療確保施設整備事業費補助金の確定に伴う減でございます。

中段の予防接種事業2,083万8,000円の増額は、風疹抗体検査に伴う委託料1,917万8,000円及び負担金224万5,000円の増が主なものでございます。

最下段から次のページにわたりまして、3目保健事業費、「まめで得々」健康づくり推進事業の健康診査費881万円の減額は、健診委託費及びシステム改修の確定に伴う減額776万円が主なものでございます。

その下の4目環境衛生費、合併処理浄化槽設置整備事業助成費1,699万7,000円の減額は、補助金の見込みに伴う減でございます。

63ページへ移りまして、6目診療所費、中原診療所管理運営費200万円の減額は、休診に伴う診療所運営補助金の減でございます。

64ページをお開きください。

下段の2項清掃費、1目清掃総務費、中段の清掃施設整備基金費6,025万4,000円の増額は、旧下呂町最終処分場のり面崩壊防止工事の進捗割合変更に伴う減額分3,000万円の積み立て及び3月補正調製に伴います追加積み立て3,000万円が主なものでございます。

最下段、2目塵芥処理費、塵芥収集費677万5,000円の減額は、一般廃棄物収集運搬業務委託料確定に伴う不用額の減でございます。65ページに移っていただきまして、上段の2目塵芥処理費のごみ処理施設管理運営費2,018万4,000円の減額は、薬品費や専用袋印刷費、施設作業委託費等の実績見込みによる減でございます。その下、ごみ処理施設管理運営費臨時3,026万7,000円の減額は、先ほど基金費で申し上げたとおり、旧下呂町最終処分場のり面崩壊工事の進捗割合変更に伴う減でございます。その下、ごみ処理施設維持補修費172万8,000円の減額は、リサイクルセンター設備補修工事に伴う不用額の減でございます。その下、災害廃棄物処理事業270万円の減額は、委託料確定に伴う不用額の減が主なものでございます。

最下段の3目し尿処理費のし尿処理施設管理運営費480万9,000円の減額は実績見込みによるものでございます。

66ページをお開きください。

上段、4目環境衛生施設整備費、環境衛生施設整備事業3,185万4,000円の減額は、新最終処分場関係調査費の入札差金の減額などがございます。その下、環境施設整備地域振興事業529万4,000円の減額は地域振興工事入札差金の減でございます。

67ページからは6款農林水産業費でございます。1項農業費、1目農業委員会費、農業委員会運営費242万7,000円の増額は、農地利用最適化交付金の配分による報酬の増でございます。その下、機構集積支援事業178万4,000円の減額は実績見込みによる減でございます。

68ページをお開きください。

下段の3目農業振興費、下段の有害鳥獣捕獲事業766万8,000円の減額は、有害鳥獣捕獲中止に伴う報償金の減によるものでございます。69ページに移っていただき、上段、野生鳥獣保護管理推進事業1,425万5,000円の減額は、先ほどと同様、捕獲中止に伴います報償金及び補助金の減でございます。その下、アグリチャレンジサポート事業998万5,000円の減額は、農業次世代人材投資事業補助金就農者減によるものでございます。その2段下、中山間地域等直接支払交付金事業175万1,000円の減額は、対象面積確定によるものでございます。70ページをお開きください。中段の元気な農業産地構造改革支援事業110万7,000円の減額は事業費見込みによる減額、その下、経営体育成支援事業1,559万7,000円の減額は、昨年の台風21号による被災農業者向けの支援事業ですが、再建費用が共済金額を上回るケースが少なかったことによる減額でございます。

71ページに移っていただきまして、中段から72ページにかけての5目農地費の各種事業の減額は、全て事業費の確定によるものでございます。

72ページ、農業費、最下段の繰出金は特別会計にて御説明をします。

73ページをお開きください。

2項林業費です。2目林業振興費の最下段、間伐等森林整備推進事業123万8,000円の減額は、災害復旧優先に伴い、当該事業が実施できなかったことによるものでございます。

74ページをお開きください。

下段の集落環境保全整備事業104万7,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

75ページに移っていただきまして、7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、商工振興諸経費129万6,000円の減額は、事業費の実績見込みによるものでございます。下から2段目、経営安定資金融資事業300万円の減額は、預託金の実績見込みによるものでございます。その下、企業立地促進支援事業405万円の減額は実績見込みによるものでございます。

76ページをお開きください。

下段の2項観光費、1目観光総務費の観光総務諸経費100万円の減額は、犬山・美濃加茂・下呂広域観光協議会負担金の事業見直しによる減額でございます。

77ページに移りまして、2目観光振興費の国内観光客誘致促進事業443万9,000円の減額は、事

業確定によるものでございます。

その下、3目観光施設費、金山観光施設管理費臨時100万円の減額も同様でございます。78ページをお開きください。上段の小坂観光施設維持補修費110万7,000円の減額も同様でございます。

下段からは8款土木費でございます。79ページに移り、1項土木管理費、1目土木総務費の上段、土木総務諸経費136万6,000円の減額は、豪雨災害による国・県への要望活動旅費の見直しと、中段の地籍調査費593万6,000円の減額は事業費確定によるものでございます。

80ページをお開きください。

上段の1目道路橋梁総務費、道路台帳整備費122万円の減額は事業費確定によるものでございます。

中段の2目道路維持費の電源立地地域対策交付金減額緩和措置事業844万6,000円の減額は、年度組みかえに伴う委託料（中切線道路改良予備設計）及び工事費（湯之島8号線側溝整備工事）の減でございます。

その下、3目道路新設改良費、県道改良事業等負担金負担事業1,211万7,000円の増額は、県事業の追加によるものでございます。

81ページに移っていただきまして、8目社会資本整備総合交付金事業費及びその下の9目防災・安全交付金事業費（道路・橋梁・交通安全）の減額は、測量設計委託料及び工事請負費の確定に伴う不用額の減によるものでございます。

82ページをお開きください。

上段の3項河川費、2目急傾斜地崩壊対策費、県営急傾斜地崩壊対策事業756万円の減額は、事業費確定による負担金の減でございます。

83ページに移りまして、4項都市計画費、2目公共下水道費の繰出金は特別会計で御説明をします。

その下、4目地域再生計画事業費、都市再生整備事業1,713万8,000円の減額は、観光交流センターの詳細設計を次年度へ繰り延ばしたことによるものでございます。

84ページをお開きください。

下段の2目住宅建設費、社会資本整備総合交付金、住宅・建築物安全ストック形成事業2,229万3,000円の減額は事業費の確定によるものでございます。

85ページに移りまして、9款消防費、1日常備消防費、下段の中消防署消防自動車等購入事業133万3,000円の減額は事業費確定によるものでございます。

86ページをお開きください。

中段の2目非常備消防費、消防団員退職報償費306万円の減額は、退職消防団員の確定によるものでございます。

その下、3目消防施設費、消防防災基金費2,040万5,000円の増額は、今後の基金の計画的活用を見据え、事業に必要な財源としての積立金でございます。87ページに移りまして、上段の消防詰所整備事業680万3,000円の減額は、保井戸消防詰所新築工事の事業確定に伴う不用額の減でござい

ざいます。

88ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、下段の育英資金基金費繰出金164万3,000円の増額は、規則の定めによる減免額の定額運用基金への繰り出しでございます。89ページに移りまして、スクールバス管理運営費205万円の減額は事業確定によるものでございます。

少し飛びますが、98ページをお開きください。

上段の5項保健体育費、2目体育施設費、体育施設維持補修費169万2,000円の減額は事業費確定によるものでございます。

その下、3目学校給食費、子育て応援給食費支援事業から、99ページ中段までの各給食センター管理運営費等の増減額は、実績見込みや事業費確定に伴う増減でございます。

その下、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、農地災害復旧費の現年市単農地災害復旧事業1,128万円の減額、それから100ページを開いていただきまして、2目農業施設災害復旧費、現年市単農業施設災害復旧事業1,782万8,000円の減額、その下、現年補助農業施設災害復旧事業125万8,000円の減額は、事業費確定による不用額の減でございます。

その下、3目林業施設災害復旧費、現年市単林業施設災害復旧事業3,574万8,000円の減額は、測量設計等委託料の補助事業採択分の減でございます。

101ページに移っていただき、上段の2項公共土木施設災害復旧費の現年市単災害復旧事業1億5,412万8,000円の減額も事業費確定に伴う不用額の減でございます。また、特定財源の補正は補助金等の確定に伴う財源調整となっております。

102ページをお開きください。

下段の14款予備費につきましては、全体の調整を含めまして463万9,000円の増額でございます。

103ページをお開きください。

まずは特別職の給与費明細書でございます。

下段の比較欄をごらんください。その他特別職の報酬203万7,000円の減額は、地域おこし協力隊の未雇用分の減、学童保育指導員の減員が主なものでございます。

104ページをお開きください。

一般職の給与費明細でございます。

上段(1)総括の比較欄、職員数1名の減は、一般会計から下水道事業会計への職員異動1名分でございます。

職員手当の欄の比較の項、マイナス296万2,000円の内訳は、下段の表、職員手当の内訳のとおりでございます。特殊勤務手当、時間外及び休日勤務手当の不用見込み額の削減が主なものでございます。

少し飛びますが、108ページをお開きください。

こちらは、9ページで説明しました債務負担行為の調書でございます。

次のページは地方債に関する調書でございます。表の一番右下が地方債の平成30年度末の見込

み額で、234億599万8,000円となる見込みでございます。

以上で平成30年度下呂市一般会計補正予算（第14号）の説明を終わります。

○議長（各務吉則君）

説明の途中ですけれども、ここで休憩をいたします。再開は11時30分といたします。

午前11時17分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（各務吉則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議第8号及び議第9号について詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、議案書の111ページをお開きください。ここからは特別会計でございます。

下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）の補正予算でございます。

議第8号 平成30年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによります。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,628万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億416万6,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によります。平成31年2月25日提出。

112ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

まず歳入の補正ですが、主なものは、1款国民健康保険税は515万8,000円の増額でございます。

6款県支出金、1項県負担金は3,045万7,000円の増額でございます。

113ページに移りまして、歳出の補正でございます。

7款諸支出金、2項繰出金は1,724万4,000円の増額です。

12款予備費は1,828万7,000円の増額でございます。

詳細は事項別明細書で説明しますので、117ページをお開きください。

上段の1款国民健康保険税、1目一般国民健康保険税700万円の増額は歳入見込みによる増額でございます。

同じく2目退職国民健康保険税184万2,000円の減額も歳入見込みによる減額でございます。

118ページをお開きください。

上段の6款県支出金、1項県負担金、2目保険給付費等交付金3,045万7,000円の増額は、保険者努力支援分932万円、特別調整交付金分2,258万円の増額によるものでございます。

119ページに移っていただきまして、歳出の補正でございます。

少し飛びまして、122ページの中段をお開きください。

7款諸支出金、2項繰出金、1目直診勘定会計繰出金1,724万4,000円の増額は、小坂診療所の

特別会計への繰入金でございます。内訳は、事業運営費に当たるもので、財源は全額県支出金でございます。

その下、8款予備費1,828万7,000円の増額は歳出額の調整でございます。

123ページは給与費明細書で、職員の時間外及び休日勤務手当の見込みによる20万円の減額でございます。

続きまして、125ページをお開きください。

下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

議第9号 平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ53万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,845万2,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表 歳入歳出予算補正によります。平成31年2月25日提出。

126ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正です。説明は事項別明細書にて行いますので、128ページをお開きください。

歳入の補正です。

3款後期高齢者医療広域連合支出金、1項委託金、1目保健事業費委託金118万9,000円の増額は、歳出での健康保持増進事業費に充当するものでございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金172万1,000円の減額は、歳出での後期高齢者医療広域連合納付金に充当するものでございます。

129ページに移りまして、歳出の補正でございます。

中段の2款後期高齢者医療広域連合納付金172万1,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合納付金のうち、保険基盤安定負担金額の確定によるものでございます。

その下、3款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費118万9,000円の増額は、健診受診者の増加と集団個別心電図の有無といった受診内容による単価変更によるものでございます。

以上で、議第8号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）及び議第9号 平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第10号、議第11号について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

補正予算書131ページをお開きください。

議第10号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）

について御説明申し上げます。

平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ440万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億933万9,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。平成31年2月25日提出。

それでは、132ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

1 款 サービス収入は763万6,000円の増額。

6 款 繰入金は1,204万5,000円の減額です。

下段の歳出については、2 款 サービス事業費で474万9,000円の減額でございます。

次ページからは補正予算書の説明でございます。

134ページをお開きください。

1 款 サービス収入、1 項 介護給付費収入、2 目 施設介護サービス費収入412万2,000円の増額、2 項 自己負担金収入、1 目 自己負担金収入386万円の増額は、小坂老健施設利用者の増によるものでございます。

135ページへ行きまして、6 款 繰入金、1 項 一般会計繰入金は、サービス収入増による小坂老健施設分で1,087万5,000円、居宅予防サービス計画事業分で117万円を減額するものでございます。

引き続きまして、136ページをお願いいたします。

歳出でございます。

136ページ中段、2 款 サービス事業費、2 項 施設介護サービス事業費で323万3,000円の減額は、日々雇用職員の雇用減による賃金の減額が主なものでございます。

次に、137ページをお願いいたします。

137ページの中段、2 款 サービス事業費、3 項 居宅予防サービス計画事業費151万6,000円の減額は、ケアプラン作成業務委託件数の減額が主なものでございます。

138ページからは給与費明細書でございます。

続きまして、141ページをお願いいたします。

議第11号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）でございます。

平成30年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,288万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも37億3,330万4,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は第1表によるものでございます。平成31年2月25日提出。

次に、142ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入でございます。

主な内容につきまして、1款保険料は3,044万3,000円の増額。

4款国庫支出金は112万円の減額。

5款支払基金交付金は853万2,000円の減額。

6款県支出金は450万4,000円の減額。

10款繰入金は7,723万4,000円の増額でございます。

次に、143ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費1,188万2,000円の減額。

2款保険給付費793万2,000円の減額。

5款地域支援事業費2,968万2,000円の減額。

7款基金積立金1億3,991万4,000円の増額。

9款諸支出金246万8,000円の増額でございます。

事項別明細書で御説明申し上げますので、147ページをお開きください。

まずは歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号保険者保険料3,044万3,000円の増額の主なものは、特別徴収保険料で3,618万9,000円の増額、普通徴収保険料で629万5,000円の減額によるものでございます。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金109万2,000円の減額は、サービス給付費の実績見込みを踏まえ補正するものでございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金141万2,000円の減額は、サービス給付費実績見込みの調整による減額。

7目地域支援事業交付金405万9,000円の減額も、サービス給付費実績見込みの調整による減額でございます。

148ページをお願いいたします。

上段で、9目保険者機能強化推進交付金640万8,000円の増額は、平成30年度から介護保険の保険者として機能強化に取り組み、実績に応じ交付金が交付されることになり、12月25日に交付金額の内示を受けたことに伴う増額でございます。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金222万1,000円の減額は、地域密着型介護サービス給付費など、介護サービス給付費実績の見込み額変更による減額。

2目地域支援事業支援交付金631万1,000円の減額は、介護予防生活支援サービス事業費実績見込み変更による減額でございます。

6款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金148万5,000円の減額についても、地域密着型介護サービス給付費など、介護給付費実績見込み変更による減額でございます。

149ページに入りまして、3項県補助金、4目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援

総合事業) 253万6,000円の減額についても、実績見込み額の変更による減額でございます。

最下段、10款繰入金、1項一般会計繰入金、2目その他一般会計繰入金、2節で事業費繰入金は1,088万3,000円の減額、4節の過年度精算繰入金9,563万4,000円の増額は、介護保険会計から一般会計に繰り入れする額の確定によるものでございます。

ページを進みまして、150ページをお願いいたします。

6目地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業) 253万6,000円の減額は、給付見込み額の変更に伴い一般会計へ繰入金を補正するものでございます。

2項基金繰入金、1目介護保険基金繰入金323万3,000円の減額は、3月補正に伴い介護保険基金への繰入金を補正するものでございます。

151ページをお願いいたします。

続いて、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、中段、地域包括支援センター管理費の102万5,000円の減額は、平成30年度購入予定の包括システムパソコンを次年度に先送りしたことによる減額でございます。

最下段、2項徴収費317万9,000円の減額は、介護保険システムの総合行政移行が次年度に延期されたことに伴う介護保険システム用OCR機器更新及び介護認定審査会システムの繰り越しによる減額でございます。OCR機器というのは、手書きや印刷された文字をイメージスキャナーやデジタルカメラによって読み取り、コンピューターが利用できるデジタルの文字コードに変換する機器でございます。

次に、152ページを開いていただき、中段、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費470万4,000円の減額は、包括システムパソコンの更新を平成31年度に繰り越したことに伴い、あわせて介護認定システムについても繰り越したためでございます。

2目認定調査費300万円の減額は、介護認定審査実績を踏まえ減額補正をするものでございます。

最下段、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費590万円の増額は、実績を踏まえ増額補正をするものでございます。

153ページに入りまして、3目地域密着型介護サービス給付費320万円の増額、5目施設介護サービス給付費989万円の減額は、それぞれ実績を踏まえて増額、減額するものでございます。

155ページをお開きください。

2項介護予防サービス等諸費、3目地域密着型介護予防サービス給付費236万2,000円の減額は、実績を踏まえ減額するものでございます。

156ページをお開きください。

最下段、5項高額介護サービス費、1目高額介護サービス費150万円の減額は、要介護認定者の高額自己負担に対する償還給付で、利用者数の伸びない影響によるものでございます。

158ページをお開きください。

5款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費、5目任意事業803万8,000円の減額は、

老人福祉費扶助として実施している家族介護支援事業における介護用品券利用の実績減が主なものでございます。

159ページに入りまして、3項介護予防・生活支援サービス事業費、1目介護予防・生活支援サービス事業費2,016万円の減額は、サービスの提供開始が年度途中となったこと、これは訪問Aのほうの事業でございます。及び通所介護相当サービス、要支援の方のデイサービスの利用者数が見込みより少なかったことによる減額が主なものでございます。

次に、161ページをお開きください。

中段、7款基金積立金、1項基金積立金、1目介護保険基金積立金1億3,991万4,000円の増額は、給付実績などを踏まえた見直しによる補正でございます。

下段の9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金246万8,000円の増額は、介護給付費負担金等の変更交付による過大交付分を返還するための補正でございます。

162ページからは給与費明細書でございます。

以上、両特別会計につきまして御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第12号、議第13号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

それでは、補正予算書165ページをお願いいたします。

議第12号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）。

平成30年度下呂市の簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,773万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,522万5,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正による。

第3条、債務負担行為の変更は、第3表 債務負担行為補正による。

第4条 地方債の変更は、第4表 地方債補正による。平成31年2月25日提出。

それでは、順次御説明のほうをさせていただきますので、168ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございます。

3款施設整備費、1項施設整備費で、簡易水道施設整備費4,952万4,000円、簡易水道施設災害復旧費648万円でございます。

続きまして169ページ、第3表 債務負担行為補正でございます。

積算システム保守管理業務委託でございますが、この増額は消費税の増額で、60万3,000円から83万6,000円とするものでございます。

続きまして、170ページをお願いいたします。

第4表 地方債の補正でございます。

簡易水道整備事業で、限度額を9,530万円から8,260万円にするものでございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては補正前と同じでございます。

続きまして、補正でございますが、事項別明細書のほうで御説明をさせていただきますので、173ページをよろしくお願ひいたします。

まず、歳入でございます。

1 款の分担金及び負担金、2 目の加入分担金でございますが、18件で392万4,000円の増額でございます。

続きまして、小額ではございますが、2 款の使用料及び手数料、1 項の使用料でございますが、この中で水道使用料、右の説明欄で金山簡易水道事業につきましては、大きく248万6,000円と減額になっておりますが、これは災害に伴いまして減免をしたということで大きくなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、174ページをお願ひいたします。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、2 目災害復旧費国庫補助金でございます。258万1,000円でございますが、これは馬瀬の西村の災害復旧費の補助金でございます。

175ページをお願ひいたします。

繰入金でございますが、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金の1,032万3,000円につきましては、先ほど一般会計のほうで御説明がございましたが、これは建設改良費分の基準外でございます。濁河の水道施設に対する繰入金でございます。

続きまして、6 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目基金繰入金でございますが、3 億9,741万3,000円。これは、来年度より簡易水道が公営企業会計というふうになりますので、預金のほうを持っておるんですが、これを一度こちらのほうに入れるということで3 億9,741万3,000円というふうになっております。

続きまして、諸収入の雑入でございますが、453万7,000円の減額でございます。これは、水道管布設がえの補償費でございますが、県のほうで予定しておりました袖垣内用水工事が翌年度になったことに伴う減額でございます。

9 款市債、1 項市債で、1 目水道整備事業債でございますが、1,270万円の減額でございます。これは落合浄水場4 期工事完了に伴う起債のほうの減額となっておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、176ページをよろしくお願ひいたします。

1 項施設管理費でございますが、177ページの中段、工事請負費でございますが、442万4,000円の減額は、各施設の工事費の確定による精査でございます。よろしくお願ひいたします。

3 款施設整備費、1 項施設整備費、1 目施設整備費でございますが、2,168万6,000円の減額でございます。説明欄のほうで、工事請負費、施設整備工事でございますが、奥田洞地内の橋の添架工事をする予定でございましたが、仮設工事のみとなりました関係で366万3,000円の減額、先ほど申しました落合の4 期工事の完了に伴いまして1,342万6,000円の減額、あと、工事の精算に

伴うもので、合わせまして2,168万6,000円の減額となっております。

続きまして、178ページをお願いいたします。

7款の予備費、1項予備費、1目予備費でございますが、この4億2,522万4,000円につきましては、今回の補正に伴う財源補正でございますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、180ページからは給与費明細書でございます。

182ページをよろしくをお願いいたします。

これが、先ほど御説明させていただきました積算システムの保守管理業務委託料に関する調書でございますので、よろしくをお願いいたします。

183ページをお願いいたします。

これは地方債に関する調書でございます。右下段でございますが、見込み額といたしまして35億7,929万2,000円となる見込みでございます。

続きまして、185ページをよろしくをお願いいたします。

議第13号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

平成30年度下呂市の下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,122万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,932万7,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分におきましては、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表 繰越明許費補正による。

第3条、債務負担行為の変更は、第3表 債務負担行為補正による。

第4条、地方債の変更は、第4表 地方債補正による。平成31年2月25日提出でございます。

続きまして、188ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費補正でございますが、3款施設整備費、1項施設整備費で、事業名といたしまして特定環境保全公共下水道整備事業、上呂水処理センター電気設備工事におきまして2,004万円の繰越明許でございます。

続きまして189ページ、積算システム保守管理業務委託料につきましては、簡易水道と同じく消費税に伴うものでございますので、よろしくをお願いいたします。

190ページをお願いいたします。

下水道事業債の変更でございます。限度額を1億6,290万円から1億5,740万円に変更するものでございます。起債の方法、利率、償還方法につきましては従前と同じでございますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、それでは歳入のほうの説明をさせていただきます。

193ページをよろしくをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目下水道分担金でございますが、補正額といたしまして186万6,000円でございます。これは新規に分担金を徴収したものでございます。

最下段、2款使用料及び手数料でございますが、1項使用料でございます。下水道使用料266万3,000円の減額は、幸田処理区の484万3,000円の減額が主なもので、南部処理区につきましては246万6,000円の増額となっておりますが、主に観光客の減による減額となっておりますので、よろしく願いいたします。

194ページをお願いいたします。

この中で、先ほどと同様、右の説明欄でございますが、金山処理区につきましては大きく252万8,000円の減額となっておりますが、これも災害によるものでございますので、よろしく願いいたします。

195ページをお願いいたします。

6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の5,265万8,000円の減額でございますが、これは、公共下水道管理費といたしまして1,815万4,000円の減額、特定環境保全公共下水道管理費といたしまして2,038万7,000円の減額が主なものでございます。

続きまして、196ページをお願いいたします。

8款諸収入、2項雑入、1目雑入でございますが、213万9,000円の減額でございます。これは消費税の確定によるものでございます。

6款市債、1項市債、1目下水道整備事業債でございますが、210万円の特定環境保全公共下水道事業債におきましては金山の監視装置の分でございます。農業集落排水事業債の340万円につきましては羽根機能強化分でございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、197ページでございますが、歳出でございます。

飛びまして、198ページをよろしく願いいたします。

1目公共下水道施設管理費、補正額でございますが、1,695万6,000円の減額でございます。これは公共下水道下呂施設管理費の中の需用費の修繕料でございますが、幸田の受電設備改修を見送ったことによるものが主なものでございます。続きまして、その下段の委託料202万8,000円の減額でございますが、これは諸委託料の中で汚泥処理の運搬と処理に伴うものでございますので、よろしく願いいたします。

2目の特定環境保全公共下水道施設管理費でございますが、1,830万5,000円の減額でございます。これは主に需用費の中の修繕料、各施設の修繕を予定しておりましたが、傷むことがなく終えられましたので、その分の1,840万円が主なものでございまして、よろしく願いいたします。

続きまして、3目農業集落排水施設管理費1,216万3,000円の減額でございますが、これは需用費、修繕料でございますが、これも各処理場におきます修繕料がなかったということで、200万円減額をしております。委託料の諸委託料881万2,000円の減額につきましては、先ほどと同様、汚泥の運搬、収集の減額、羽根コンポスト更新に伴う汚泥の引き抜きを予定しておりましたが、それだけ汚泥の引き抜きがなかったということで減額になっております。工事請負費の100万円の減額でございますが、これは公共ます、マンホール等の調整を見込んでおりましたが、なかったということでございます。

続きまして、199ページをお願いいたします。

3款施設整備費、1項施設整備費、1目公共下水道施設整備費でございます。31万3,000円につきましては舗装工事の精査というふうになっております。

続きまして、2目の特定環境保全公共下水道施設整備費でございますが、これは、先ほど御説明させていただきました金山の遠方監視の入札差金でございます。

3目農業集落排水施設整備費でございますが、819万4,000円の減額でございます。これは羽根機能強化工事の372万3,000円の減額、奥田洞下水道管移設工事の仮設のみということで458万8,000円の減額となっております。

5目防災・安全交付金事業でございますが、100万円の減額でございます。これは上呂水処理センター機能強化工事精査によるものでございます。よろしくをお願いいたします。

200ページでございます。

下段の6款予備費、1項予備費、1目予備費でございますが、今回の財源補正に伴うものでございますので、よろしくをお願いいたします。

201ページは給与費明細書、203ページも給与費明細書でございますが、あとは205ページでございますが、これが先ほど御説明させていただきました積算システム保守管理業務委託料の調書でございます。

206ページは下水道整備事業債の現年度の見込み額といたしまして、右下段でございますが、123億8,074万3,000円となる見込みでございます。

以上、2特別会計、よろしくをお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

説明の途中ですけれども、ここで休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午後0時06分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（各務吉則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議第14号について詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

補正予算書207ページをお開きください。

議第14号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

平成30年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,327万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億9,929万円とするものでございます。款項

の区分、金額等は第1表によるものでございます。平成31年2月25日提出。

事項別明細書で御説明申し上げますので、210ページをお開きください。

上段、1款診療収入、1項医業収益、1目入院収益361万4,000円の減額は、予防接種事業等、受診者人数の減によるものでございます。

2目その他医業収益322万8,000円の減額は、健康事業受診者人数の減及び産業医受託ができなかったことによるものでございます。

下段、7款繰入金651万5,000円の減額は、一般会計繰入金の小坂診療所分で2,275万2,000円、馬瀬診療所分で100万7,000円の2,375万9,000円の減額と、他会計国保会計繰入金で1,724万4,000円を増額するものでございます。

次に、212ページをお開きください。

歳出で、2款医業費、小坂診療所医療事業で1,064万1,000円の減額は、予防接種人数減による医薬材料費の減額、健診等に係る委託料の減が主なものでございます。

214ページからは給与費明細書でございます。

以上で平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第15号について詳細説明を求めます。

下呂振興事務所長。

○下呂振興事務所長（齋藤和弘君）

補正予算書の217ページをお開きください。

議第15号 平成30年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

平成30年度下呂市の下呂財産区特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ350万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも733万8,000円とするものでございます。款項の区分、金額は第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。平成31年2月25日提出。

次の218ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算補正の上段の歳入でございます。

1款財産収入、2項財産売払収入は、森林経営委託、立木売払料350万円の増額でございます。

続いて、下段の歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費340万円は、歳入増額による基金積み立てが主なものとなっております。

219ページからは今ほど申し上げました歳入歳出予算の事項別明細書となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第16号について詳細説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（今井藤夫君）

それでは、223ページをお願いいたします。

議第16号 平成30年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度下呂市の学校給食費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額からそれぞれ170万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,104万4,000円とするものです。

事項別明細書で御説明をいたしますので、226ページをお願いいたします。

歳入です。諸収入で給食費負担現年度収入ということで、食数、日数の見込み額によって170万円を減額するものです。

227ページへ参りまして、歳出です。同額を賄い材料費から170万円減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第17号について詳細説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

それでは、補正予算書229ページをよろしくをお願いいたします。

議第17号 平成30年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条、平成30年度下呂市水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業収益を573万円増額し2億7,560万円に、第1項営業収益を539万円増額し2億5,247万4,000円に、第2項営業外収益を34万円増額し2,312万6,000円に、第2款水道事業費用710万5,000円を減額し2億8,982万5,000円に、第1項営業費用を877万3,000円減額し2億6,121万6,000円に、第2項営業外費用を166万8,000円増額し2,820万9,000円とするものです。

次ページの230ページをお願いします。

第3条、予算第4条本文括弧書き中の「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,412万1,000円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,202万1,000円は、」に、「損益勘定留保資金3,305万5,000円及び消費税資本的収支調整額106万6,000円」を「損益勘定留保資金3,147万2,000円及び消費税資本的収支調整額54万9,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第3款資本的収入460万9,000円を減額し45万3,000円に、第2項負担金460万9,000円を減額し45万3,000円に、第4款資本的支出670万9,000円を減額し3,247万4,000円に、第1項建設改良費670万9,000円を減額し503万1,000円にするものでございます。

第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり改める。職員給与費を49万6,000円減額し2,792万6,000円とするものでございます。平成31年2月25日提出。

それでは、補正に関しまして御説明のほう、239ページをよろしく願いいたします。

実施計画明細書の収益的収入及び支出でございますが、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益で水道料金でございますが、540万円の増額でございます。これは収入見込みの精査で補正とするものでございます。

続きまして、240ページをお願いいたします。

支出でございます。2款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費でございます。委託料でございますが、附記の欄でございます。飛騨川取水暗渠清掃業務委託135万円の減、膜ろ過薬品洗浄業務委託178万2,000円の減でございますが、これにつきましては翌年度に送ることができるというふうに汚れを判断したものでございますので、よろしく願いいたします。

241ページでございます。

最下段、消費税でございますが、確定に伴う追加で166万8,000円を追加しております。

242ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入の負担金でございますが、幸田地内の配水管移転工事に伴う補償490万円の減は、幸田の無電柱化の工事の延期に伴いまして減額するものでございます。

支出でございますが、資本的支出の1項建設改良費、1目改良費の670万9,000円の減は、同じく幸田地内の配水管支障移転工事と小川地内配水管復旧工事を翌年度に送るものでございます。

前ページのほうに戻りまして、231ページは実施計画、233ページはキャッシュ・フロー計算書、234ページは給与費明細書、236ページからは予定貸借対照表となっておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第18号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、補正予算書243ページをお開きください。

議第18号 平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）。

第1条、平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正するものでございます。

(1)入場者及び収益について、年間入場者数を17万5,000人に、1日平均入場者数を479人に（営業日数は365日でございます）、利用収益を1億2,849万3,000円に、販売収益を1億2,749万円に補正するものでございます。

第3条、予算第3条に定めた収益収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでござい

す。

収入の部、第1款の下呂温泉合掌村事業収益のうち、第1項の営業収益について1,307万6,000円を減額補正し、補正後の額を2億5,739万5,000円とするものでございます。

支出の部、第1款の下呂温泉合掌村事業費用のうち、第1項の営業費用について348万4,000円を減額し、補正後の額を2億4,292万9,000円とするものでございます。第2項の営業外費用について40万5,000円を減額し、補正後の額を782万3,000円とするものでございます。

次ページをお開きください。

第4条、予算第4条本文括弧書き中「資本的支出額に対して不足する額1,718万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,591万6,000円及び消費税資本的収支調整額127万3,000円」を、「資本的支出額に対して不足する額1,254万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,161万6,000円及び消費税資本的収支調整額92万9,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費について464万4,000円を減額し、補正後の額を1,254万5,000円とするものです。

第5条でございます。予算第6条に定めた経費の金額を次のとおり改める。

(1)職員給与費について5万円を増額し、補正後の額を2,790万円とするものでございます。平成31年2月25日提出。

次ページから252ページまでは補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、給与明細書、予定貸借対照表でございますので、お目通しください。

次に、253ページをお開きください。

補正予算実施計画明細書で補正額の説明をいたします。

収入の部の上から4段目の1目利用収益の入場料について、昨年6月から7月にかけての豪雨災害により本年度入場見込み数を当初の5%の1万人の減少とし、656万6,000円の減額としました。

次に、その下段の2目販売収益の一般売上料についても、入場者見込み数を1万人減少したことにより店舗売上料を651万円の減額とし、合わせまして事業収益1,307万6,000円の減額でございます。

次ページをお開きください。

支出の部の上から4段目の1項営業費用、1目一般管理費、職員手当において、扶養手当確定により5万円の増額。

その下段の3目販売費用の原材料費については、店舗売り上げ減少と合わせ、飲食店舗原材料費75万円、体験施設原材料費12万円の合わせまして87万円の減額。その下、販売品仕入れ費においても同様に委託販売品仕入れ費204万円、買い取り販売品仕入れ費62万4,000円の合わせまして266万4,000円を減額し、その下段、2項営業外費用、2目消費税においては、入場料及び販売収入の減額により支払い消費税を40万5,000円の減額。以上、合わせまして、支出の部388万9,000

円の減額でございます。

次ページをお開きください。

資本的支出の部、1項建設改良費、1目建設改良費の工事請負費において、しらさぎ座カヤぶき屋根のふきかえを予定しておりましたが、内部のカヤの多くが使用可能であったため、ふきかえから差しかえに変更し、カヤの量が大きく減少したことによりまして464万4,000円の減額となっております。

以上で平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第19号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（加藤宗広君）

それでは、補正予算書257ページをお願いいたします。

平成30年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

第1条、平成30年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成30年度下呂市立金山病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入につきまして、第1款病院事業収益、第1項医業収益を1,638万円減額し12億1,419万9,000円に、第2項医業外収益を175万円増額し2億7,560万1,000円に、第3項特別利益を92万7,000円減額し924万3,000円にするものでございます。

支出につきまして、第1款病院事業費用、第1項医業費用を367万5,000円減額し14億8,421万3,000円にするものでございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「6,115万3,000円」を「5,411万5,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入につきまして、第1款資本的収益、第5項寄附金を35万円増額し35万円、第10項貸付金回収を15万円増額し15万円にするものでございます。

次ページへ行きまして、支出につきまして、第1款資本的支出、第1項建設改良費を1,692万1,000円減額し4,921万4,000円にするものでございます。

第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。

(1)職員給与費を1,305万3,000円減額し、8億3,555万6,000円にするものでございます。平成31年2月25日提出。

それでは、259ページをお願いいたします。

平成30年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきまして、第1款病院事業収益、第1項医業費用、1目入院収

益を3,175万5,000円減額し6億6,977万5,000円に、2目外来収益を1,537万5,000円増額し4億3,851万5,000円にするものでございます。入院収益につきましては、療養病棟の入院患者数減による減額、外来収益につきましては、患者1人当たりの収益増によるものでございます。

2項医業外収益、7目長期前受金戻入を175万円増額し4,579万9,000円に。理由といたしまして、長期前受金戻入につきましては、企業債償還分に係る収益価格の積算見直しによる増額が主なものでございます。

3項特別利益、3目その他特別利益を92万7,000円減額し924万3,000円。理由といたしまして、備品購入に対する企業債確定による減額でございます。

次に、支出につきまして、1款病院事業費用、第1項医業費用、1目給与費を1,301万9,000円減額し8億8,483万1,000円に。理由といたしまして、臨時職員の賃金の減額が主なものでございます。

3目経費520万円増額し2億7,631万6,000円。理由といたしまして、パート医師の報償費の減額、電気使用料の増額、医療機器の保守点検委託料の増額が主なものでございます。

4目減価償却費を153万9,000円増額し1億968万8,000円。理由といたしまして、減価償却の積算見直しによる増額が主なものでございます。

5目資産減耗費を260万5,000円増額し582万7,000円。理由といたしまして、備品台帳の破棄済みの備品の計上による増額でございます。

続きまして、260ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出につきまして、資本的支出、1項建設改良費、1目有形固定資産購入費を1,658万2,000円減額し4,532万4,000円にするものでございます。理由といたしまして、入札差金による減額、またオーダーリング用のサーバーの備品購入を予定しておりましたが、リース契約に変更したということで減額するのが主な理由でございます。

261ページ以降はキャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、貸借対照表、注記でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本14件に対する質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者あり]

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

63ページ、診療所運営費の減額ですが、この前も委員会等で御説明いただきました。かかりつけ医と申しますか、開業医の少ない地域にとっては診療所というのは大変重要なものなんです、市長も下呂の医師会の先生方と御相談されているようですが、実際、地元可愛され、地元が大変信頼される方が、特に中原診療所については大変地元の方が弱って見えます。特に高齢者の交通弱者というか、深刻な問題なんですけれども、その辺の見通しと申しますか、どのように対

応されていかれるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それともう一つ、簡易水道全般なんですけど、市長もきょう挨拶の中で節水という言葉が出てきたんですが、特に金山地域が相当深刻だというふうに聞いておりますけれども、貯水の状況といえますか、そういったことをどのように今考えてみえるのか。また、自然と向き合っていく中でいろいろと対応も大変だと思いますが、断水というのは非常に避けなきゃならないということで、どのような対応をされていくのか、方向だけ。

○議長（各務吉則君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいまの最初の御質問でございますが、中原診療所の件でございますけれども、昨年、医師が入院をされたということで一報をいただきまして、すぐ下呂温泉病院の理事長のほうに相談に行きました。また、地元の区長さんのほうにも早急に連絡して、今後の対応ということで、いろいろ執行部ともども検討してまいりました。地元の要望も多いということでございますし、また特に高齢者の方が診療所を御利用されておるということでございまして、本市としても方策について担当部ともども検討してまいりました。後ほど新年度の方針についても説明をさせていただきますけれども、早急に今その辺どうやったらうまく、中原地区、上原地区もそうですけれども、その2地区は特に交通の便の悪いところでございますので、その辺も含めて対応をするよう指示をしておりますし、予算化をいたしまして、しっかりと地域の方々が一刻も早く診療を受けられるような形に進めてまいりたいと思っております。

○議長（各務吉則君）

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

金山の貯水のほうの状況について御説明をさせていただきます。

この天候で雨が降っていない状況は皆さん御存じのとおりなんですけど、状況といたしましては、菅田と金山東、この2カ所につきまして大変厳しい状況になっております。その中で、対策といたしましては、今できる範囲内では漏水をなくして、使える水をふやそうということで、先週、その前と2週間かけて、職員と、あとコンサルを入れまして漏水調査のほうを行っております。発見したところから徐々に直しているというのが実態でございます。よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（各務吉則君）

13番 中島達也君。

○13番（中島達也君）

今それぞれに御答弁いただきました。特に診療所の休診ということについては、中原、上原だけの問題ではなくて、下呂地域全体に言えることだと思います。特にこれは国の問題でもあり、また岐阜県がワースト12ですか、人口当たりのそういったようなデータも出ておりますけれども、

とにかく下呂市だけの対応ではもう完全に変えられないと言えると思いますので、やはり県や国について、今後の10年後ぐらいを見た施策を訴えていただきたいと思いますし、休日診療所の輪番制の制度もありますが、そういったことも含めながら考えていただきたいということで、本当に特に高齢者の方、弱ってみえます。

それから、簡水の件ですが、金山だけじゃなくて、ほかは大丈夫だというふうなことで理解しているのかわかりませんが、どちらにしても、今後自然と向き合ってどうなっていくかわかりませんが、やっぱり節水の仕方なんか市民に徹底していただくということで、うまくPRしていただきたいと思います。漏水を減らすということも、今現在の有収率が70%台だと思いますので、一応どこで漏れているとわかっておれば対応できると思うんですが、なかなか一朝一夕にはいかないと思いますので、ぜひともそういったことでやってください。以上です。

○議長（各務吉則君）

ほかに質疑ありませんでしょうか。

[挙手する者あり]

11番 吾郷孝枝さん。

○11番（吾郷孝枝君）

158ページの地域支援事業のところでお尋ねをします。ここの任意事業の800万ほどの減額の部分で、介護用品券の部分の実績なんか減ったというお話もありましたけれども、その原因となることですね。利用者が減ったとか、対象者はあらかじめよく計算されると思いますので、この部分で説明をもう少し詳しくしてください。

○議長（各務吉則君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

対象者につきましては実績という形で拾っておりますが、まず平成29年度の実績数が多かったということもございまして、そういったこともありまして、当初の見込み額について非常に多く拾ってしまったというところがございます。その関係でこちらのほう減額というようなことになってございますので、よろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

○議長（各務吉則君）

11番 吾郷孝枝さん。

○11番（吾郷孝枝君）

では、対象者に対して、対象者の人が辞退したとか、申請をしなかったとか、そういう原因ではないというふうで理解してよろしいですね。特に介護用品クーポン券のことでは、実際利用する方からも本当に使い勝手が悪いと。限定されているという点で改善を求められておりますので、ぜひ今後検討していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

○議長（各務吉則君）

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

いつも予算のときは聞くんですけども、17ページの地方交付税のことで、今回、普通交付税が1,000万、特別交付税が4,000万プラスになって、当初予算と比べると、両方足した額が当初予算では79億の予算でしたが、今度の補正では84億を超すということで5億円ふえるんですよ。地方交付税が5億円交付額がふえました。この点について、いつも同じような質問するんで、どう分析されているのか。それから、特別交付税がいつも3億円のをこしは6億円、当初から組んでという形で、6億4,000万になったんですが、こし、大変な災害をこうむったわけですけども、これについて、この6億4,000万という数字で終わりというふうに見てみえるのか、今年度の交付金としてはこれなのか、そこら辺の考え方を聞かせてください。

それから、介護保険の事業勘定のほうですが、またこしも1億3,000万の基金に積み込みです。去年も同じぐらいの金額の積み込みをしています。というのは、毎回言われているように、実際サービスを受ける介護保険料を払っているのにサービスが受けられない現状ですよ。施設があってもやっていないとか、いろんな条件があってサービスが提供されないから余ってくるというこの実態。人材不足のこと。本当に課題が切実になっているというのがこの予算書から結果として出ていると思うんですが、部長、そういう中で人材不足を解決していこうという積極的な予算を組まれた。例えばトライアル雇用とか初任者研修とか、予算を組まれたんですが、残念ながら、今回不用額で大きな金額がマイナスになっていますよね。トライアル雇用300万の予算を組んだけれども、240万マイナスということになっていますね。こういうあたり、部長の努力だけじゃない。市長も含めて、本当に正面からぶつかっていかないと課題やということがこの予算書から酌み取らないかんと思うんですが、市長の考えをお聞かせください。

○議長（各務吉則君）

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

※
まず、普通交付税の増額分につきましては、平成31年度で合併の関係の特例がなくなってしまう。ゼロになるということで、30年度はまだ減額の中での話ですけども、合併特例債も期限が迫ってくる中で、やはり大型事業、こういったものもふえてきておりまして、算定する上での基準財政需要額の公債費、この分が予想以上に多かったということで、こういった形で交付税全体ではふえてきておるといところでございます。

それから、特別交付税につきましては例年6億ということで見ておりましたけれども、毎年それ以上の額は当然申請をさせていただいておるところですけども、30年につきましては、特に先ほど議員もおっしゃられましたように、災害関係での特別な支出というのがやはりかさんできておりまして、その分で6億4,000万という金額になっております。

今後、これに対してどういうふう考えていくのかということですけども、当然基準はござ

※ 後刻（P48）訂正発言あり

いますけれども、できる限りこういった交付税をいただけるような形で今後も取り組んでいくのはもちろんですし、それから、他市の状況とかもしっかりと把握しながら対策を立てていければということも考えております。以上です。

○議長（各務吉則君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

介護保険のことをございますけれども、いわゆる団塊の世代の方々が、2025年問題といいますか、その辺までは当然ふえてくるということで積み増しも仕方ないのかなと思いますけれども、私どもの政策として、介護職員を何とかふやそうということでいろいろ案じてはおりますけれども、なかなか思うように、介護のみならず、県内、当市においても有効求人倍率が高いということで、思うようにままならなかったのが結果として出たわけでございます。しかしながら、現在、大変時間のかかることかもしれませんけれども、介護保険を含めた社会保障費を少しでも削減したいという意味からいろんな健康施策を進めておるところでございます。一朝一夕にこの施策が実るわけではございませんが、将来的に市民の方々の負担も減らせるような取り組みをしっかりと進めてまいりたいと思っておりますし、健康寿命の延伸についても支援していくような形で今後ともやってまいりたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（各務吉則君）

12番 中島新吾君。

○12番（中島新吾君）

総務部長、今、大型事業により公債費が膨れたという言われ方をしたんですけど、これ、当初からわかっていた話じゃないんですか。大型事業は当初から組んであったわけで、ちょっと私、今、部長の答弁では納得できないんで、またこの後、予算委員会もありますんで、そこら辺も聞かせてください。

それから、特別交付税ですが、災害が起きて、部長言われたように申請されていて、今回4,000万しかつかなかったということは、国のほうはたしか来年度予算でその分をとというようなことをおわせているような、私もそんな深く勉強しておるわけじゃないんであれですけども、やっぱり災害があったということは事実ですので、ここは強く訴えていただきたいというふうに思います。

それから、市長、介護の問題、そういう表面的な話じゃなくて、施設は新たにつくれない。つくっても、こんな状況。そうしておいて、地域医療だ、在宅介護だと言っているんですよ。保険料だけ取って、それを蓄えている。余っているから、使えんから、基金に積むしかないという状況じゃないですか。もっと真剣にというか、現実をもっとリアルな形で捉えた答弁が欲しかったです。ショートステイなんかこの近在の自治体で休止している施設がふえてきているでしょう。本当に深刻ですよ。市長御存じだと思っんで具体的に言いませんけれども、だから、そういう意

味で、基金に積むだけじゃなくて、使い道はあるということを強く訴えて、この質問は終わりたいと思います。

○議長（各務吉則君）

ほかに質疑ありませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま説明いただきました議第6号から議第19号までの14件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本14件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第6号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計への繰出について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号 平成30年度下呂市一般会計補正予算（第14号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号 平成30年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

議第11号 平成30年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号 平成30年度下呂市簡易水道事業特別会計補正予算（第7号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

議第13号 平成30年度下呂市下水道事業特別会計補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議第14号 平成30年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

議第15号 平成30年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

議第16号 平成30年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

議第17号 平成30年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

議第18号 平成30年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

議第19号 平成30年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は午後2時といたします。

午後1時49分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（各務吉則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長から発言を求められておりますので、許可いたします。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

先ほど普通交付税の関係の当初との比較という御質問を、私、新年度と今年度との比較ということで御答弁をさせていただきまして、申しわけございませんでした。30年度につきましては確かに当初と5億円程度の開きがありますけれども、やはり普通交付税につきましては歳入欠損があるといけませんので、その程度の余裕を持って当初は組ませていただいておりますという中で、今回、まだ決定ではございませんけれども、見込みとして、先ほどの金額を補正させていただいたというところでございます。

◎市長施政方針説明

○議長（各務吉則君）

日程第29、市長施政方針の説明を求めます。

市長。

○市長（服部秀洋君）

本日、平成31年第2回下呂市議会定例会が開催されるに当たり、上程いたしました平成31年度予算を初め、諸議案の御審議をお願いいたしますとともに、平成31年度に向けた所信の一端及び施策の概要を申し述べさせていただきます。

平成31年度は、私にとりましても就任4年目の最終年度を迎える大事な年でもあります。就任当初から、基本理念としております「まちづくりは人づくり」、そして4つの基本政策である「若い人や女性が輝き、高齢者の笑顔あふれるまち」「地域間の融和と伝統あるまち」「交流か

ら生まれる活気あるまち」「防災力で安心して住めるまち」を柱として、第2次総合計画を着実に進め、市民の皆様に幸福感が実感していただけるよう各種政策を進めてまいりました。

これまでの3年間、基本政策にのっとりた各種施策を展開してまいりましたが、平成31年度はこれまでの施策を総点検するとともに、その施策をつなぎ、紡いで、未来の下呂市につなぐ年であると考えております。

昨年は市制発足以来経験したことのない大きな災害に見舞われました。まずは被災箇所の本格復旧に全力を注ぐとともに、このたびの大災害を教訓として、何より災害に強いまちづくりを第一に捉え、施策を進めてまいります。既に官民が一丸となって本復旧に向けて最善を尽くしているところですので、市民の皆様には御理解くださいますようお願い申し上げます。

本年4月には今上天皇が生前退位され、5月1日には皇太子殿下が新天皇に即位、新元号が制定される歴史的にも大きな節目を迎えます。

新しい時代の幕あけにふさわしく、下呂市が大きく躍進する年にするため、全力を尽くして市政を担ってまいります。

国は人口減少期に入り、下呂市も同様に人口減少が急速に進み、将来の下呂市の持続的な維持・発展に影響を及ぼすことが想定されます。既に現時点でも影響があらわれつつある分野もあります。

こうした中、人生100年時代が到来し、個人の幸福だけでなく、医療費や介護費など社会的負担を軽減するためにも健康寿命の延伸が求められております。

市民の皆様が健康で暮らしていただく。このことこそが下呂市にとって一番重要であると認識し、昨年に引き続き、「健康」をキーワードとした各種施策を進めてまいります。

続いて、私の4つの基本政策を中心に、重点的に取り組む各種事業について説明させていただきます。

健康づくりをさらに強化するため、「食生活」「運動」「健診」を重点に展開してまいります。健康づくりは一朝一夕に進められるものではありません。まずは子供のころから減塩を意識し、市民の皆様一人一人が元気で長生きできる食生活改善の取り組みを実施いたします。

また、運動を行うことでさまざまな生活習慣病のリスクを低下させることができます。そこで、健康は自己管理が大切であるという認識のもと、楽しみながら運動する習慣を身につけるきっかけとして、平成30年度から実施している「まめで得々健康づくり推進事業」を継続し、さらなる新規参加者の募集を積極的に進めてまいります。

平成32年度には全国健康福祉祭ぎふ大会、いわゆるねんりんピック岐阜2020が岐阜県で開催され、下呂市は武術太極拳とオリエンテーリングの会場となり、ことしはそのイベントも開催されます。

このような中、スポーツ推進委員会を中心に、運動のきっかけづくりとなる出前講座や企業を対象とした体力測定、総合型地域スポーツクラブや大学連携による地域スポーツ行事の開催などを実施し、運動習慣づくりを目指し、幅広く市民がスポーツに参加できる機会と生涯スポーツの普

及を進めてまいります。

健康診査については、自分の健康管理のために「健診」の意義をしっかりと周知し、また病気の早期発見、早期治療につなげるため、受診勧奨や事後指導に積極的に取り組みます。

下呂市の将来を担う健全な子供たちを育むため、社会教育主事を中心に、乳幼児期にはUPカフェや赤ちゃんカフェを、小・中学校期には親学び講座などを開催し、家庭教育の支援にも力を入れてまいります。

青少年健全育成事業として、中学生を主体とし、地域住民の協力を得ながら実施しておりますふるさとジュニアサポーター事業も平成30年度に文部科学大臣表彰を受賞するなど、市の取り組みに高評価をいただいております。今後ともこうした地域との体験活動を通して、人間性、社会性を育成し、自己有用感を高め、ふるさとへの愛着と地域社会の担い手としての自覚を深めるとともに、今後設置を予定するコミュニティ・スクールに合わせ、地域で子供たちを育む環境づくりとして、地域学校協働活動にも取り組んでまいります。また、就任以来続けております中学生との懇談会における提案の具現化にも取り組みたいと考えております。

第2次総合計画の3つの重点プロジェクトのうち、人口減少対策と地域づくりの仕組みを積極的に進めるために、平成27年度に策定した「下呂市まち、ひと、しごと創生総合戦略」も平成31年度が最終年度となります。これまで女性の働き方改革を進めるNPOが中心となり、子育て世代の女性をターゲットに、仕事と家庭を両立できる職場環境づくりの取り組みが進んでいます。

平成30年度には、女性の活躍を応援すべく、就業や子育て、教育に関する相談・支援のワンストップ機能の構築を進めるため、お子さんと一緒に会議や仕事などに利用できる「まち・ひと・しごと・情報交流施設（オーガニック・ワークプレイス）」を整備しました。こうした施設を活用し、働きながら子育てが可能なモデルの構築、就業マッチングなどに取り組むことで、新たな就業機会の拡大を目指すとともに、今ある仕事の魅力をしっかりと伝えることで、市外への人口流出を防止し、移住定住者の確保にもつなげてまいります。

移住定住促進事業においては、人を呼び込むための情報発信や都市圏での移住定住相談会を積極的に開催したことにより、下呂市に関心を持つ都市住民が多くなってきました。今後も登録がふえつつある空き家等の紹介制度を活用し、住まいと仕事のマッチングを進め、さらなる移住の増加につなげてまいります。

結婚支援では、成婚にも結びついているカップリングイベントを開催するとともに、飛騨3市1村の連携による結婚相談事業及び市内の結婚支援団体が実施する出会いの場づくりの活動支援を継続してまいります。

福祉関係では、今後増加する高齢者のニーズに対応するため、福祉パスポート運営事業、老人等緊急通報装置管理運営事業及び移動販売支援事業など、平成30年度に引き続き支援体制の充実を図るとともに、障がいのある人もない人もお互いを知り、ともに生きる社会の創設に取り組むため、障がいに対する理解促進の啓発事業として、地元出身の義足のダンサー、大前光市さん主演のダンスイベント「マカニーとエルド」を合併15周年記念事業として今秋に計画しております。

介護関連事業では、介護人材確保の方策について、引き続き介護事業所と連携を強めながら、初任者研修会の開催やトライアル雇用補助金を交付します。また、訪問介護事業を行う事業者への助成も継続して、市民が在宅で必要なサービスを受けられる環境を維持するなど、支える側にも支えられる側にも配慮した事業の実施を考えております。

児童福祉関連事業では、子育て支援機関との連携を図りながら、安心して子育てができる環境を整備するとともに、多様化するニーズに応えるため、全ての子供の成長と子育て中の保護者への支援を含めた子ども・子育て支援事業計画の策定につなげてまいります。

医療関連事業では、医師会を初め、岐阜県、飛騨3市1村と連携を強化しながら医師確保に取り組むとともに、引き続き下呂温泉病院での産科医の確保など、それぞれの地域における医療体制を維持する取り組みに努めてまいります。

農業振興では、農業生産を担っていく農業後継者及び新規就農者を確保するため、平成30年度に国・県の助成制度に上乘せする形で創設をいたしました。市独自のアグリサポート事業により、平成31年度は多くの農業研修生を確保できる見込みです。引き続き、県、JA等、関係機関が一丸となり、相談から就農準備、就農後のフォローアップまで一貫した支援の充実を図ってまいります。

昨年11月に飛騨3市1村とJAが連携し、高山市にて開催しました「米・食味分析鑑定コンクール国際大会」では、飛騨地域の躍進が注目を集め、おいしいお米を印象づける高評価で、市内農家が出品した下呂産米も多く入賞しました。今後も農家の生産意欲向上につなげるため、国・県補助事業等を活用し、下呂産米の魅力を発信するとともに、農業基盤、集落環境の整備を実施してまいります。

農業基盤整備については、県営中山間総合整備事業や集落営農とリンクした経営体整備事業などの有利な事業を軸に、地域の協力を得ながら、効率かつ広範囲に事業を展開し、機能回復と維持管理の節減を図るとともに、防災・減災機能を高めてまいります。

畜産に関しては、3年後の鹿兒島全共出場を目指し、引き続き受精卵を活用した牛群改良の取り組みを進めてまいります。また、畜産農家の減少に歯どめをかけるため、意欲ある新規就農者の支援にも取り組んでまいります。

林業振興では、7月の豪雨災害により、森林整備の重要性を改めて認識させられたところであり、いよいよ国においては森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税が導入されます。この制度を活用し、森林整備を初め、人材育成、担い手の確保及び木材の利用促進など、林業行政が抱える問題の解決の足がかりとなるよう、使途については関係機関と十分連携し、御意見を伺いながら取り組んでまいります。

また、2020東京オリンピック・パラリンピックの選手村ビレッジプラザの建設が始まります。下呂市産の木材を提供し、木造建築のすばらしさを広くPRして、木材利用の促進につなげます。大会に使用した木材は、大会終了後、市に戻ってきますので、レガシーとしての将来的な有効活用を考えてまいります。下呂市産材の利用促進については、助成制度の要件を改定したことで利

用率も高まってきましたので、今後も積極的なPR活動に努めてまいります。

観光振興では、人口減少や少子・高齢化が進む下呂市においては、いかに地域に活力を生み出し、持続可能な下呂市を築いていくのが大きな課題であります。そうした中で、関連産業の裾野が広い観光は地域経済に活力を取り戻す切り札であり、政府も地方創生の起爆剤として成長戦略の柱に位置づけています。消費人口の減少を交流人口で賄い、稼ぐことで持続的な発展につなげていくことができます。100万人を超える宿泊者を迎える日本三名泉「下呂温泉」のネームバリューを最大限に生かし、周辺地域とも連携して、誘客と消費拡大に向けた取り組みを一層推進していくことが重要と考えています。

また、ことしはラグビーワールドカップ、来年には東京オリンピック・パラリンピックが開催となります。海外からの旅行者も3,000万人から4,000万人と言われ、日本の魅力を世界にアピールする大きなチャンスでもあります。これからも国・県との連携をより一層緊密にして、外国人旅行者の受け入れ環境の整備を図るとともに、本市の魅力を世界へ、全国へと発信してまいります。

本年も関係自治体等の広域連携による誘客や、観光協会等との官民一体となった誘客対策、観光資源の磨き上げや観光客のニーズに合った観光地域づくりを進めるとともに、市民のおもてなしの心を育み、ホスピタリティー都市宣言にふさわしい市民と観光客との触れ合いあふれる満足度の高い観光地を目指してまいります。

またさらに、下呂市への玄関口の一つである下呂駅の将来のあり方についても検討を開始いたします。

商工業者の経営安定と事業拡大を図るため、引き続き制度融資や助成制度により支援をいたします。平成30年度の小口融資事業は、貸付限度額の引き上げと貸付期間の拡張により利用がふえ、7月の豪雨災害後には中小企業の資金繰りの受け皿となりました。平成31年度も金融機関への預託金を増額し、融資枠を拡大するとともに、保証料補給、利子補給を継続し、中小企業者の事業継続や拡大のための資金調達を支援してまいります。

また、市内経済の活性化を図るため、観光客を取り込んで消費を拡大し、商店街の活性化につながるイベントへの補助や、空き店舗の活用に対する補助、新規創業者に対する支援などを引き続き実施してまいります。

市内事業所では若手人材の確保が困難な状況になっていることから、高校生や大学生、一般対象の下呂市就職ガイダンスを開催し、学生への周知を積極的に行って、新規学卒者の市内就職につなげるよう努めてまいります。

下呂温泉街中心部の遊休市有地を活用した地域再生計画につきましては、当初の計画より進捗がおおけておりますが、平成31年度は下呂市森側の（仮称）観光交流センターの実施設計と市道森1号線の修景事業を実施いたします。

また、幸田地区において、低コスト手法を用いた電線等の地中化事業とあわせ、道路改修工事を実施するため、平成31年度は水道管等の支障移転を実施いたします。なお、事業推進に当たっ

ては、地元、国及び県との連携を深め、官民一丸となって進めてまいります。

道路関係では、下呂市の大動脈である国道41号を初めとする市内幹線道路は、雨量規制による通行止め区間が存在し、近年の台風や集中豪雨により、通勤や通学、観光客、物資の流通等に大きな影響を及ぼしています。

平成30年度には雨量規制による国道41号の通行止めが3回発生し、7月の豪雨災害時には国道への土砂流出により長時間通行止めになるなど、主要道路の整備等による道路ネットワークの構築が最重要課題となっています。屏風岩改良、門原防災に続き、平成30年4月に新規事業化された加茂郡七宗町から白川町間の上麻生防災など、国道41号の防災対策について官民が連携して事業を促進してまいります。

また、中津川市に設置のリニア中央新幹線岐阜県駅へのアクセス道路として、中央自動車道と東海北陸自動車道をつなぎ、岐阜県の高規格道路網を形成する重要な道路として大いに期待される濃飛横断自動車道のほか、トンネル整備が進められている国道257号、雨量規制区間の早期解消に向け防災対策が進められている主要地方道宮萩原線や、一般県道門和佐瀬戸線、飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアへのアクセス強化のため線形不良箇所解消が図られている一般県道濁河温泉線及び御岳山朝日線などの道路整備についても早期事業完成に向け、県に働きかけてまいります。

下呂市が管理する市道については、下呂市道路ビジョンに基づき、道路改良事業を初め、橋梁の耐震化・長寿命化修繕、今後急速に進む道路施設の老朽化対策、通学路の交通安全対策事業など、市民の暮らしを支える道づくりを計画的に進めていきます。

昨年の6月末から9月にかけての豪雨や台風により、市内では相次いで大きな災害に見舞われました。幸い人的被害はなかったものの、土砂崩れや家屋への浸水など甚大な被害が発生しました。市内には1級河川に流れ込む無数の普通河川が存在するほか、急傾斜地や砂防指定地域もあり、今後も局地的豪雨などによる自然災害の猛威から市民の生命・財産を守り、安心・安全に暮らせるよう、岐阜県とも連携して、災害を未然に防ぐ事前防災対策を推進してまいります。

ソフト面では、倒木による停電対策として、ライフライン保全対策事業を、電力会社、岐阜県とともに計画的に実施いたします。また、確実な情報伝達を目的に、防災無線の戸別受信機の乾電池購入助成制度と、地震対応としての家具転倒防止器具購入助成制度を創設いたします。

総合交通対策として、持続可能な公共交通を確保するため、平成30年度に策定した下呂市地域公共交通網形成計画に基づき、定時定路線型の支線交通を見直すとともに、関連性のある福祉乗り合い型移動サービス事業を初め、利用者ニーズに合った交通体系の構築を目指し、包括的な取り組みを実施してまいります。

ふるさと納税については、平成30年度には1億円を超える善意をいただくこととなりました。今後は、昨年12月から導入した電子感謝券を活用しながら、より一層の増額と有効活用を目指します。

未来を担う人づくりの基礎である学校教育は、少子化や校舎等の施設の老朽化、時代に合った

教育施設の整備など、大きな転換期を迎えようとしています。また、教職員の業務多忙化が問題視される中、教職員の負担を軽減し、児童・生徒と向き合う時間を確保できるよう、働きやすい職場づくりを着実に進めてまいります。

平成31年度は2020東京オリンピック・パラリンピックの開催を翌年に控え、高地トレーニングに対する関心が高まると予測されることから、陸上競技以外の選手にも高トレエリアを活用してもらえよう、より一層のPR活動を行います。多くのアスリートが世界レベルの大会で活躍できるような練習環境を整えることで、飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアの価値をさらに高めてまいります。

平成29年度以来、議会において幾度かお尋ねがありました新しい図書館の整備につきましては、今後において、下呂市としてどのような目的、機能が必要なのか、市民の皆さんの御意見を伺いながら検討を開始いたします。

これらの事業のほか、平成31年度に実施する全ての事業費を積み上げ、一般会計の予算額212億4,000万円を計上いたしました。平成26年度以降、予算額は年々増加しておりましたが、大型建設事業が一区切りついたことから、前年度対比では27億5,000万円の減額となりました。なお、予算計上額には豪雨災害関連の事業費5億1,000万円が含まれており、引き続き早期の復旧に努めてまいります。また、必要な財源を確保するため、財政調整基金の計画的活用額として6億円、その他の特定目的基金で5億7,000万円を取り崩し、各事業に充当いたします。

市債につきましては、償還額との均衡を図りながら借り入れの計画を立てており、臨時財政対策債6億2,000万円、過疎対策事業債6億8,000万円、合併特例事業債7,000万円など、総額で16億2,000万円の発行を予定しております。

一般会計の主な歳入について、市税全体では1,200万円の減額となっております。引き続き下落傾向にある地価の影響等を考慮し、固定資産税で2,500万円ほどの減収を見込んでいることが主な要因となっております。

税の賦課徴収については公平公正で誤りのないよう努めるとともに、さらなる収納率向上に努めてまいります。また、債権管理室では、引き続き債権を取り扱う部署への指導と、税外債権も含めた債権管理の一元化を行うことにより、一層の適正管理に努めてまいります。

地方交付税のうち、普通交付税は平成30年度の交付額をもとに算定しておりますが、公債費分の伸びなどで、当初予算比較1億円の増加を見込みました。また、特別交付税については6億円を計上しております。

特別会計である国民健康保険特別会計（事業勘定）につきましては、制度改正により、平成30年度から財政運営の責任主体を都道府県が負い、市町村は県が算定する納付金を納めることとなりました。県内でも1人当たりの医療給付費が高い下呂市は応分の納付を求められていることから、厳しい運営を迫られています。当面は国民健康保険基金等を活用し、可能な限り被保険者の負担軽減に努めますが、国保制度を持続するためには被保険者の方々にも相当の負担をおかけすることとなりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

この対応策として、引き続き健康診査の受診率の向上を推進し、健診結果の分析から効果的な保健事業を実施し、健康増進と重症化を防ぐ予防医療により医療費の抑制を図ることで、被保険者の負担を抑えるよう努めてまいります。

下呂市が抱える喫緊の課題に早急に対応するため、堅実な財政計画のもと、基金、市債の有効活用により、効果的、効率性が高い自治体経営を推進するため、市民の皆様とともに魅力と活力のあるまちを創造し、子々孫々と受け継いでいけるよう誠心誠意全力で取り組んでまいります。

なお、平成31年度の詳細な予算の概要及びそのほかの主要事業の説明につきましては別冊に記載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

結びに、平成31年度を迎えるに当たり、私の市政運営に当たっての基本姿勢を示すとともに、施策の概要についての所信を申し上げましたが、議員各位を初め、市民の皆様とともに、健康なまちづくり・人づくりに積極的に邁進する所存でありますので、何とぞ御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、施政方針といたします。

◎議第20号から議第29号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（各務吉則君）

日程第30、議第20号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について、日程第31、議第21号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、日程第32、議第22号 下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者の指定について、日程第33、議第23号 下呂市まるかりの里の指定管理者の指定について、日程第34、議第24号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について、日程第35、議第25号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について、日程第36、議第26号 下呂市御嶽山五の池小屋の指定管理者の指定について、日程第37、議第27号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について、日程第38、議第28号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について、日程第39、議第29号 新市まちづくり計画（煌）の変更について、以上10議案を一括議題といたします。

最初に、議第20号から議第22号までの3議案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

議案書の31ページをお開きください。

議第20号 下呂市老人福祉施設の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成31年2月25日提出。

1. 施設の名称、養護老人ホームあさざりサニーランド、特別養護老人ホームあさざりサニーランド、特別養護老人ホームかなやまサニーランド。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市萩原町羽根2710番地3、社会福祉法人下呂福

社会理事長 熊崎孝之。

3. 指定の期間、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年でございます。

続きまして、議案書の33ページをお開きください。

議第21号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成31年2月25日提出。

1. 施設の名称、やすらぎセンター萩、やすらぎセンター四美、小坂デイサービスセンター、上原デイサービスセンター、金山デイサービスセンター、デイサービスセンターつつじ苑。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市萩原町萩原875番地2、社会福祉法人下呂市社会福祉協議会会長 大前一廣。

3. 指定の期間、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年でございます。

議案書の35ページをお開きください。

議第22号 下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションの指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成31年2月25日提出。

1. 施設の名称、下呂市わかあゆ子育て・保育ステーション。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市萩原町萩原600番地1、特定非営利活動法人サン・はぎわら理事長 松山則樹。

3. 指定の期間、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年でございます。

以上でございます。3議案につきまして、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第23号について提案理由の説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（河合 修君）

議案書37ページをお開き願います。

議第23号 下呂市まるかりの里の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成31年2月25日提出。

1. 施設の名称、下呂市まるかりの里。

2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市久野川1263番地、久野川管理組合組合長 桂川卓見。

3. 指定の期間、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第24号、議第25号について提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

それでは、議案書39ページをお願いします。

議第24号 下呂市フィッシングセンター水辺の館の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成31年2月25日提出。

1. 施設の名称、下呂市フィッシングセンター水辺の館。
2. 指定管理者となる団体の名称、岐阜県下呂市馬瀬西村1508番地1、南飛騨馬瀬川観光協会 会長 今井弘之。
3. 指定の期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間とするものでございます。

続きまして、議案書41ページをお願いいたします。

議第25号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成31年2月25日提出。

1. 施設の名称、下呂市道の駅馬瀬美輝の里。
2. 指定管理者となる団体、岐阜県下呂市馬瀬西村1695番地、馬瀬総合観光株式会社代表取締役 今井弘之。
3. 指定の期間は平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間とするものでございます。

以上、2議案につきまして御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第26号から議第28号までの3件について提案理由の説明を求めます。

小坂振興事務所長。

○小坂振興事務所長（林 利春君）

議案書の43ページをお願いします。

議第26号 下呂市御嶽山五の池小屋の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成31年2月25日提出。

1. 施設の名称、下呂市御嶽山五の池小屋。
2. 指定管理者となる団体、岐阜県下呂市小坂町長瀬100番地5、合同会社マウントブルー代表社員 市川典司。
3. 指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間です。

次に、45ページをお願いします。

議第27号 下呂市飛騨小坂ふれあいの森の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成31年2月25日提出。

1. 施設の名称、下呂市飛騨小坂ふれあいの森。

2. 指定管理者となる団体、岐阜県下呂市小坂町湯屋745番地3、合同会社灯りや代表社員高瀬孝造。

3. 指定の期間、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの2年間です。

次に、47ページをお願いします。

議第28号 下呂市濁河温泉市営露天風呂の指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。平成31年2月25日提出。

1. 施設の名称、下呂市濁河温泉市営露天風呂。

2. 指定管理者となる団体、岐阜県下呂市小坂町大洞965番地2、株式会社ノイジー代表取締役社長 保田悦宏。

3. 指定の期間、平成31年4月1日から平成32年3月31日までの1年間です。

以上、3議案につきまして御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（各務吉則君）

続いて、議第29号について提案理由の説明を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

それでは、議案書の49ページをお開きください。

議第29号 新市まちづくり計画（煌）の変更について。

新市まちづくり計画（煌）を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成31年2月25日提出。

提案理由でございますが、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正により、地方債を起すことのできる期間が20年間とされたことに伴い、新市まちづくり計画（煌）の一部を変更するものでございます。

変更概要につきまして、70ページをお開きいただきたいと思っております。

新市まちづくり計画（煌）変更概要でございます。

1. 変更理由、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正により、合併特例債を起すことのできる期間が「15年」から「20年」に改められたことに伴い、新市まちづくり計画（煌）の期間を5年間延長し、関係する箇所の変更を行うものでございます。

なお、この変更事項につきましては、岐阜県との調整を経ております。

2. 変更事項。

大きな1番としまして、序論の中では、1. 合併の必要性中、(3)南飛騨国際健康保養地構想の推進の項目で、岐阜県の行財政改革アクションプランにより構想を取りやめているため、「南

飛騨国際健康保養地構想」の表現を削除します。

2の計画策定の方針中、(3)計画の期間の項目で、計画の期間を平成「16年度」から「35年度」までの20カ年に改めます。

次に、大きなⅡの新市の概況の中では、1. 現況中、(3)面積の項目で、国土地理院の公表面積に従い、「851.21平方キロメートル」に変更いたします。

2. 地域の特性と課題中、(1)地域の特性と(3)課題の項目で、岐阜県の行財政改革アクションプランにより構想を取りやめているため、「南飛騨国際健康保養地構想」の表現を削除いたします。

次に、大きなⅢの主要指標の見通し中で、1. 人口中、(1)総人口と(2)年齢別人口及び2. 産業別就業人口の項目で、平成27年度までを実績数値に置きかえ、2020年及び2023年の推計数値を追加いたします。

71ページへ参りまして、大きなⅣ. 基本構想（基本方針）の中では、2. 将来像と3. 基本方針（施策の大綱）中、③健康・医療・福祉の整備・充実、⑤地域資源を活かした産業振興及び4. 地域別整備の方針中、①萩原地域、③下呂地域、5. 主要プロジェクトの(3)健康・医療・福祉の整備・充実、(5)地域資源を活かした産業振興の項目中、岐阜県の行財政改革アクションプランにより構想を取りやめているため、「南飛騨国際健康保養地構想」「南飛騨総合健康増進センター（仮称）」「南飛騨総合健康医療センター（仮称）」の表現を削除いたします。

次に、大きなⅤの基本計画（施策）中では、1. 施策の体系と3. 暮らしを支える都市基盤の整備の項目中、事業内容に農業集落排水施設、合併処理浄化槽を含んでいるため、「下水道」を広義的な表現の「汚水」に変更いたします。

2. 自然環境の保全と自然と調和した生活環境の整備の項目で、下水道処理計画区域は既に整備済みであるため、「下水道未整備地域」を「整備しない地域」に変更いたします。

3. 暮らしを支える都市基盤の整備中、(4)汚水処理施設の整備の項目で、下水道処理計画区域は既に整備済みであるため、「普及率」を「接続率」に変更いたします。

4. 健康・医療・福祉の整備・充実中、(1)健康づくりの推進、5. 教育・文化・交流活動の充実中、(4)文化活動の振興、(6)スポーツ・レクリエーション活動の充実及び6. 地域の資源を活かした産業の振興中、(2)林業の振興、(6)観光産業の振興の項目中、岐阜県の行財政改革アクションプランにより構想を取りやめているため、「南飛騨国際健康保養地構想」「南飛騨総合健康増進センター（仮称）」「南飛騨総合健康医療センター（仮称）」の表現を削除いたします。

次に、72ページをお開きいただきたいと思います。

2. 自然環境の保全と自然と調和した生活環境の整備、3. 暮らしを支える都市基盤の整備及び6. 地域の資源を活かした産業の振興の項目中、主な事業に掲げる主要事業のうち、事業名を追加及び削除するとともに、適正な事業名に変更いたします。

次に、大きなⅥ. 岐阜県事業の推進中では、主要事業の表中、主要事業に掲げる事業のうち、事業名を追加及び削除するとともに、適正な事業名に変更いたします。

次に、大きなⅧ. 財政計画を、平成29年度までを実績数値に置きかえ、推計期間を2023年度まで延伸いたします。

以上で新市まちづくり計画（煌）の主要概要の変更の説明を終わります。御審議よろしく願います。

○議長（各務吉則君）

これより本10件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

9番 伊藤巖悟君。

○9番（伊藤巖悟君）

ただいま市長公室長が説明をいたしました新市まちづくり計画（煌）の変更についてですけれども、これは、主催者側が削除する、削除する、削除するという説明だけで終わるわけにはいかんことであって、削除するに当たってはこういう方向に改めますとか、そういうものがやっぱり見えてくるのが今までの計画の推進であって、軌道修正の内容というものにつながっていかないといかんのではないかな。私は一般質問でもやるつもりですのであれですけれども、その辺のあれが県の意向だけでこういうことを進められていっては、地方分権とか地方主権とかというものの自主性が非常に失われていくのではないかという危惧をするわけであります。そういう中で、これは下呂市として、いろいろな問題にも今後波及していきますので、下呂市としてはどう取り組むのかということがしっかり打ち出されないと私はいかんなあということを思います。したがって、今までの経緯を十分行政内でも執行部内でも検討されて、そして、市民に示していくのが責任ある行政でないかということをお願いいたします。以上です。

○議長（各務吉則君）

市長。

○市長（服部秀洋君）

ただいまの議案でございますけれども、まずは合併特例債が5年間延期をされたということと、県が進めておりました四美地区の健康増進施設の名称ということでございますけれども、先ほども施政方針で申し述べましたけれども、ねんりんピックがいよいよ開催されますし、特に下呂市の所管となっておりますオリエンテーリングのコースを県で整備をしていただきました。また、関連するしみずの湯等、またお手植えのあった大事な場所でございますので、今後はしっかりと私ども市だけではなく、県と相談をさせていただきながら、市としても有効に活用させていただけるようなふうで取り組んでまいりたい、そのように考えております。

○議長（各務吉則君）

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

今、伊藤議員がおっしゃられたとおりでございます。私どもも今回の変更に当たりましては、

県と今の保養地の構想のところについてはある意味議論をしてきたところでもございます。ただ、県が申しますには、要は県の構想がないという事実があるものですから、それを市町の計画の中にうたうということについてはいかなものかというところがございまして、市のほうといたしましては、決して今の四美の保養地というところをどうということではございませんけれども、今回の計画の中からはその文言はやむなしで削るということにいたしました。ただ、また後にありますけれども、新年度予算もそうですし、今までも当市の予算の中では「保養地」という言葉は消さないように行ってきておりますし、今ほど市長が申しましたように、昨年からのほうも、今の四美の保養地の部分について担当の室長を置いていただいて、しっかり対応をしていただけるようなふうになってきておりますので、その辺のところは、今回の「煌」の中ではなくて、別のところでの活動というところも市のほうとしても県に協力をしながら進めていくところかなということで、今回このような形での削除、変更ということに至りましたので、少しつけ加えをさせていただきます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（各務吉則君）

9番 伊藤巖悟君。

○9番（伊藤巖悟君）

内容、言われんとすることは理解させていただきますが、私はこれを契機にしっかりとした方向を示して、県との交渉もよりこれを契機に、このときにしっかりとした今後の方向が見定められるような交渉をしていただいて、そして、より現実的に一步一步下呂市としての目標が達成できる方向へ努力をしていただきたい、こういうふうをお願いをしておきます。以上です。

○議長（各務吉則君）

副市長。

○副市長（村山鏡子君）

先ほどの伊藤議員の質問でございますけれども、今現在、四美にあります健康増進センターのあり方も含め、四美の地元の方との調整を、県、それから市の担当も含め、地元も含め、今協議をしながら活用について進めているところでございますので、その点について、また詳しくお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、現状を御理解いただきたいと思っております。

○議長（各務吉則君）

ほかに質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第20号から議第29号までの10議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

休憩いたします。再開は3時5分といたします。

午後 2 時55分 休憩

午後 3 時05分 再開

○議長（各務吉則君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議第30号から議第48号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（各務吉則君）

日程第40、議第30号 下呂市犯罪被害者等支援条例について、日程第41、議第31号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について、日程第42、議第32号 下呂市響会館条例を廃止する条例について、日程第43、議第33号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第44、議第34号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について、日程第45、議第35号 下呂市いで湯の里ふれあいセンター条例を廃止する条例について、日程第46、議第36号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第47、議第37号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第48、議第38号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程第49、議第39号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程第50、議第40号 下呂市保育園条例の一部を改正する条例について、日程第51、議第41号 下呂市有害鳥獣中間処理施設条例について、日程第52、議第42号 下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例について、日程第53、議第43号 下呂市景観条例の一部を改正する条例について、日程第54、議第44号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第55、議第45号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、日程第56、議第46号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第57、議第47号 下呂市農林漁業体験施設条例の一部を改正する条例について、日程第58、議第48号 消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例について、以上19件を一括議題といたします。

最初に、議第30号から議第32号までの3件について提案理由の説明を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

それでは、議案書の73ページをお開きいただきたいと思います。

議第30号 下呂市犯罪被害者等支援条例について。

下呂市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり定めるものでございます。平成31年2月25日提出。提案理由です。犯罪被害者等基本法の規定に基づき、犯罪被害者等を支援するため、施策の基本となる事項を定めるため、当該条例を制定するものでございます。

条例要綱で御説明を申し上げます。76ページをお開きいただきたいと思います。

下呂市犯罪被害者等支援条例要綱。

1. 制定理由、犯罪に巻き込まれた被害者や被害者家族、遺族等は、犯罪による直接的な被害や、過熱報道や周囲の無理解な言動による二次的被害によって、平穏な生活を営むことができないことが問題となっております。下呂市として、犯罪被害者等の支援に当たっては、基本理念を定め、支援を推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等への支援に対する市民の理解を深めて、二次的被害を防止し、下呂市に住んでいる人や訪れる人全てが安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、当該条例を定めるものでございます。

2. 概要。(1)目的、この条例は犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、再び平穏な生活を営むことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。第1条関係でございます。

(2)定義、用語の意義を説明するものでございます。第2条関係でございます。

(3)基本理念、犯罪被害者等への支援は個人としての尊厳を重んじ、それぞれの置かれている状況や実情に応じた必要な支援を途切れることなく提供されるよう適切に行われることを基本理念とします。第3条関係でございます。

(4)市の責務、市は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する総合的な施策を策定及び実施する責務を有し、その施策を実施するに当たっては関係する機関や団体と相互に連携を図ることとします。第4条関係でございます。

(5)市民等の責務、市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じないよう配慮し、市が実施する支援に協力するよう努めることとします。第5条関係でございます。

(6)相談及び情報の提供等、市は犯罪被害者等の相談に応じるための窓口を設置し、必要な情報の提供及び助言を行うこととします。第6条関係でございます。

(7)経済的負担の軽減、市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な施策を講ずることとします。第7条関係でございます。

(8)日常生活の支援、市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるよう、福祉サービスの提供など必要な支援を行うこととします。第8条関係でございます。

(9)居住の安定、市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に市営住宅への入居における特別の配慮など必要な支援を行うこととします。第9条関係でございます。

(10)広報及び啓発、市は、二次的被害の防止や支援の必要性について、市民等の理解を深めるため、広報及び啓発を行うこととします。第10条関係。

(11)支援の制限、市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときなど、支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは支援を行わないことができることとします。第11条関係でござ

ございます。

78ページへ参りまして、(12)委任、この条例の施行に関し、必要な事項は市長が定めます。第12条関係。

(13)この条例は、平成31年4月1日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、79ページへ参りまして、議第31号 下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例について。

下呂市地域コミュニティ施設設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。平成31年2月25日提出。

提案理由、下呂市地域コミュニティ施設である下呂市大淵集会所を廃止するため、また下呂湯之島集会所、下呂森集会所、下呂市桜町集会所及び下呂市小川集会所について、公の施設の見直し方針に基づき、地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に活用し、住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

81ページの条例要綱をごらんいただきたいと思います。

1. 改正理由は、提案理由と同じでございますので、省略をさせていただきます。

2. 概要。(1)下呂湯之島集会所、下呂森集会所、下呂市桜町集会所、下呂市小川集会所及び下呂市大淵集会所を下呂市地域コミュニティ施設から除外します。第2条関係。

(2)この条例は、平成31年4月1日から施行します。

続きまして、83ページをお開きいただきたいと思います。

議第32号 下呂市響会館条例を廃止する条例について。

下呂市響会館条例を廃止する条例を別紙のとおり定めるものでございます。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。公の施設の見直し方針により下呂市響会館を廃止し、普通財産として活用するため、当該条例を廃止するものでございます。

次の85ページをお開きいただきたいと思います。

条例要綱でございます。

1の廃止理由は、提案理由と同じでございますので、省略させていただきます。

2. 概要。(1)下呂市響会館条例を廃止します。本則関係でございます。

(2)この条例は、平成31年4月1日から施行します。附則関係でございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第33号から議第36号までの4件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

議案書の87ページをお開きください。

議第33号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。長時間労働の是正を目的に、国家公務員は超過勤務命令の上限等を人事院規則で規定することになりました。当市においても、今回の人事院規則の改正に沿った内容となるよう、当該条例で必要な事項を規則で定める旨を規定するものでございます。また、年次有給休暇等の付与の基準となる期間を暦年単位から年度単位に変更し、採用、定期異動等の時期に合わせることで、円滑に人事管理を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

91ページをお開きください。

条例要綱でございます。

1番の改正理由は、提案理由と同じですので省かせていただきまして、2番の概要から御説明します。

(1)働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」と言います）では、超過勤務を命令できる上限時間については、月45時間かつ年間360時間、他律的な業務の比重の高い部署に勤務する職員に対しては、月100時間かつ年間720時間を限度としております。ただし、大規模災害への対応や重要な法令の立案等、公務の運営上やむを得ない場合はこの上限を超えることができるとされます。また、所属長等は超過勤務を命ずることが公務の運営上真にやむを得なかったのかを事後に検証することとされております。

今回の条例改正は、上記の整備法の趣旨にのっとり措置を講ずるため、超過勤務命令に関し、下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する規則へ委任することを規定するものでございます。第8条関係でございます。

(2)採用や人事異動は年度単位で行われていますが、年次有給休暇等の付与は暦年単位で行われているため、事務が煩雑となっております。円滑に事務を行うため、暦年管理から年度管理へ変更するものでございます。第12条、第15条関係でございます。

(3)この条例は、平成31年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

1枚めくっていただきまして、(4)改正前の規定により付与された年次有給休暇の取り扱いについて経過措置を設けるものでございます。附則第2項及び附則第3項関係でございます。

続きまして、93ページをお開きください。

議第34号 下呂市基金条例の一部を改正する条例について。

下呂市基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。今後必要な経費の財源に充てるため、下呂市災害対策基金、下呂市庁舎等整備基金及び下呂市森を育て活かす基金を創設するとともに、下呂市地域福祉基金の活用目的を拡充するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

95ページをお開きください。

条例要綱でございます。

1 は先ほどと同じですので、省かせていただき、2 番の概要からお願いします。

(1) 基金の設置目的の改正、下呂市地域福祉基金の設置目的を改め、基金の活用範囲を広めます。第3条関係でございます。

(2) 基金の創設、積立基金に、下呂市災害対策基金、下呂市庁舎等整備基金及び下呂市森を育て活かす基金を追加します。第3条関係でございます。

(3) この条例は、平成31年4月1日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、97ページをお開きください。

議第35号 下呂市いで湯の里ふれあいセンター条例を廃止する条例について。

下呂市いで湯の里ふれあいセンター条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。下呂市いで湯の里ふれあいセンターについて、公の施設から公用財産に変更し、庁舎として利用するため、当該条例を廃止するものでございます。

99ページをお開きください。

条例要綱でございます。

1 番の廃止理由につきましては、先ほどと同じですので省かせていただき、2 番の概要でございます。

下呂市いで湯の里ふれあいセンター条例を廃止します。本則関係でございます。

この条例は、平成31年4月1日から施行します。

いで湯の里ふれあいセンターは、この庁舎の前にあります観光商工部の事務所が入っている建物でございます。

続きまして、101ページをお開きください。

議第36号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。平成31年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

少し飛びますが、107ページをお開きください。

条例要綱でございます。

改正理由につきましては、先ほどと同じですので省かせていただきます。

2. 概要でございます。(1) 医療給付費分の税率及び税額を下記のとおり変更します。7割、5割、2割軽減措置後の額として、1人当たり年間約7,000円の増額となる見込みでございます。第3条、第5条及び第5条の2関係でございます。

下の表に移らせていただきます。

医療費給付費分の区分でございます。区分と平成31年度、それから増減を読み上げさせていただきます。

所得割、31年度ですが5.7%、昨年度との違いは0.62%の増でございます。資産割19.35%、昨年度と変わりございません。均等割2万8,900円、4,200円の増でございます。平等割2万1,000円、1,000円の増でございます。平等割、特定世帯の分ですが、1万500円、500円の増でございます。平等割、特定継続世帯でございます。1万5,750円、750円の増でございます。

(2)後期高齢者支援金分の税率及び税額を下記のとおり変更します。7割、5割、2割軽減措置後の額として、1人当たり年間約900円の減額となる見込みでございます。第6条関係でございます。

所得割、平成31年度が2.13%、増減はマイナス0.16%でございます。資産割はございません。均等割は8,900円、変わらずでございます。平等割7,900円、こちらも変わりございません。平等割、特定世帯分3,950円、こちらも同じでございます。同じく平等割、特定継続世帯5,925円、こちらも変わりございません。

(3)介護納付金分の税率及び税額を下記のとおり変更します。7割、5割、2割軽減措置後の額として、1人当たり年間約160円の増額となる見込みでございます。第8条関係でございます。

1枚めくっていただきまして、108ページでございます。

介護納付金分でございます。所得割が1.52%、0.02%の増でございます。資産割はございません。均等割が9,000円で、変わりございません。平等割が5,800円で、こちらも変わりございません。

(4)7割軽減の減税額を下記のとおり変更します。世帯所得が33万円を超えない世帯ということでございます。

均等割の医療給付分が2万230円、2,940円の増でございます。後期高齢者支援金分6,230円、介護納付金分6,300円、こちらは変わりございません。平等割でございます。医療給付費分の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯1万4,700円でございます。700円のプラスでございます。特定世帯が7,350円、350円のプラスでございます。特定継続世帯が1万1,025円、525円のプラスでございます。後期高齢者支援金分の特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯5,530円で変わりございません。特定世帯、特定継続世帯につきましても2,765円、4,148円で変わりございません。介護納付金分4,060円で、こちらも変わりございません。

(5)5割軽減の減税額を下記のとおり変更します。世帯所得が33万円プラス27万5,000円掛ける被保険者数及び特定同一世帯所属者数を超えない世帯でございます。第23条第2号関係でございます。

均等割の医療給付分が1万4,450円で2,100円のプラスでございます。後期高齢者支援金分4,450円、介護納付金分4,500円、こちらは変わりございません。109ページに移りまして、平等割でございます。医療給付費分、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯が1万500円、500円のプラスでございます。特定世帯が5,250円、250円のプラスでございます。特定継続世帯が7,875円、375円のプラスでございます。後期高齢者支援金分、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯が3,950円、特定世帯が1,975円、特定継続世帯が2,963円、その下、介護納付金分が2,909円で、こ

ちらにつきましては昨年と変わりございません。

(6) 2割軽減の減税額を下記のとおり変更します。世帯所得が33万円プラス50万円掛ける被保険者数及び特定同一世帯所属者数を超えない世帯となっております。第23条第3号関係でございます。

均等割でございます。医療給付分5,780円、840円のプラスでございます。その下、後期高齢者支援金分1,780円、介護納付金分1,800円、こちらは変わりございません。平等割でございます。医療給付費分、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯4,200円、200円のプラスでございます。特定世帯2,100円、100円のプラスでございます。特定継続世帯3,150円、150円のプラスでございます。後期高齢者支援金分、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯が1,580円、特定世帯が790円、特定継続世帯が1,185円で、こちらは変わりございません。介護納付金分も1,160円で、昨年と変わりございません。

この条例は、平成31年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(8) 改正後の下呂市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。附則第2項関係でございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第37号から議第40号までの4件について提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（岡崎和也君）

議案書の111ページをお開きください。

議第37号 下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成31年2月25日提出。

提案理由、介護認定審査会委員の任期を延長し、介護認定審査会の運営の安定を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきます。113ページをお開きください。

改正理由につきましては、提案理由と同様でございますので省略いたします。

2. 概要。(1) 介護保険法施行令の規定に基づき、2年としていた介護認定審査会委員の任期を条例で3年と定めることにより、1年延長します。第13条関係です。

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行します。附則関係です。

続きまして、議案書の115ページをお開きください。

議第38号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成31年2月25日提出。

提案理由です。記録の保存年限を普通地方公共団体の保険給付の過払いに係る返還請求権の消滅時効である5年に合わせるとともに、人員基準を満たすための研修を定める者を明確にするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきます。125ページをお開きください。

条例要綱でございます。

1. 改正理由につきましては、提案理由と同様でございますので省略いたします。

2. 概要。(1)記録の保存年限をサービスの提供の完結の日から5年間に改めます。第42条、58条、59条の19、59条の37、79条、107条、127条、148条、176条及び201条関係でございます。

(2)管理者等が修了すべき研修の設置権者を厚生労働大臣と明確に規定します。第62条、66条、82条から84条、110条から112条、191条から193条、制定附則第2条及び制定附則第19条関係でございます。

(3)この条例は、平成31年4月1日から施行します。附則関係です。

続きまして、議案書の127ページをお開きください。

議第39号 下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。記録の保存年限を普通地方公共団体の保険給付の過払いに係る返還請求権の消滅時効である5年に合わせるとともに、人員基準を満たすための研修を定める者を明確にするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきます。134ページをお開きください。

条例要綱でございます。

1. 改正理由につきましては、提案理由と同様でございますので省略いたします。

2. 概要。(1)管理者等が修了すべき研修の設置権者を厚生労働大臣と明確に規定します。第6条、第10条、第44条から46条、71条から73条、制定附則第2条及び制定附則第3条関係です。

(2)記録の保存年限をサービスの提供の完結の日から5年間に改めます。第40条、64条、85条関係です。

(3)この条例は、平成31年4月1日から施行します。附則関係です。

続きまして、議案書の135ページをお開きください。

議第40号 下呂市保育園条例の一部を改正する条例について。

下呂市保育園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成31年2月25日提出。

提案理由、平成31年3月31日をもって下呂市立わかあゆ保育園を廃園し、下呂市わかあゆ子育て・保育ステーションを設置するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明させていただきます。143ページをお開きください。

条例要綱でございます。

1. 改正理由については、提案理由と同様でございますので省略いたします。

2. 概要。(1)わかあゆ保育園の廃園により、市内の保育園（認定こども園を除く）が全てなくなるため、第1項を削除します。別表についても改正します。第3条関係です。

(2)児童福祉法において、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者のもとから通わせて、保育を行うことを目的とする施設を保育所と定義しているため、保育園を保育所に改正します。第1条、2条、4条から6条、8条、9条、11条、12条、14条関係でございます。

(3)この条例は、平成31年4月1日から施行します。附則第1項関係です。

(4)この条例の改正により、保育園と明記している条例について改正します。附則第2項から第5項関係でございます。

以上でございます。4議案につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第41号、議第42号について提案理由の説明を求めます。

農林部長。

○農林部長（河合 修君）

145ページをお願いいたします。

議第41号 下呂市有害鳥獣中間処理施設条例について。

下呂市有害鳥獣中間処理施設条例を別紙のとおり定める。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。有害鳥獣による農作物被害軽減に向けた各種対策のうち、有害鳥獣捕獲事業等により捕獲された個体の処分のため、中間処理に係る作業の省略化を図り、有害鳥獣被害防止対策の総合的な体制の構築に寄与することを目的とした中間処理施設を設置するため、当該条例を制定するものでございます。

146ページをお開き願います。

第1条の設置につきましては、ただいまの提案理由と同じですので省略させていただきます。

名称及び位置、第2条、施設の名称及び位置は次のとおりとする。名称、下呂市有害鳥獣中間処理施設。位置につきましては、下呂市萩原町上呂1965番地1でございます。

第3条には、使用できる日及び時間ということで、施設を使用できる日及び時間につきましては市長が規則で定めることとしております。

4条以降につきましては、149ページの条例要綱のほうで説明させていただきますので、よろしく願います。

2の概要から説明いたします。

(1)処理できる個体の範囲、施設において中間処理できる個体は、原則、市が行う許可捕獲事業において捕獲されたものに限り、1年を通して実施する有害鳥獣捕獲事業及び猟期中に実施する個体数調整事業がそれに該当します。第4条関係でございます。

(2) 使用者の範囲、原則として施設を使用できる者は下呂市鳥獣被害対策実施隊員及び市職員となります。処理する個体を持ち込む者の大半は前者となります。第5条関係でございます。

(3) 使用料及び納付方法、持ち込む個体の大きさに応じて2つの使用料区分を設けています。持ち込まれた個体の頭から胴までの長さ、頭胴長が50センチ未満の場合、小型個体の区分として980円とし、それ以外を大型個体として1,960円とします。納付方法は、捕獲報償金交付と同時期に使用者へ納付書を発行し、徴収します。第6条関係でございます。

(4) 使用料の減免、規則で定めるところにより、使用料の減額、または免除することを定めています。第7条関係でございます。

(5) 使用者の遵守事項、使用者が施設の使用をするに当たって遵守すべき事項を定めています。第8条関係でございます。

(6) 使用の制限及び停止等、150ページをお開きください。使用者が施設の使用を制限、または停止される要件を定めています。第9条関係でございます。

(7) 原状回復の義務、使用者は施設使用の後、清掃を行い、清潔な状態に回復する義務があることを定めています。また、同義務が履行されない場合、それに係る費用を市が使用者より徴収することを定めています。第10条関係でございます。

(8) 損害賠償の義務、使用者が、施設、備品等を毀損、または亡失した場合、生じた損害を賠償することを定めています。また、理由によっては、その全部または一部を免除することもあることを定めています。第11条関係でございます。

(9) この条例は、規則で定める日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、151ページをお開きください。

議第42号 下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。下呂市農林漁業研修施設である下呂市馬瀬南部研修センターについて、公の施設見直し方針に基づき、地域に施設を譲与し、地域事情に応じた運用を可能とすることで、より効果的に施設を活用し、住民活動の継続を図るため、当該条例の一部を改正するものでございます。

153ページをお開き願います。

下呂市農林漁業研修施設条例の一部を改正する条例要綱ということで、1の改正理由につきましては、ただいまの提案理由と同じですので省略させていただきます。

2. 概要。(1) 下呂市馬瀬南部研修センターを下呂市農林漁業研修施設から除外します。別表第1関係でございます。

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上、2件の議案につきまして御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第43号、議第44号について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（長江 寛君）

議案書の155ページをお開きください。

議第43号 下呂市景観条例の一部を改正する条例について。

下呂市景観条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成31年2月25日提出。

提案理由、景観重要建造物・景観重要樹木については、良好な景観の保持のため、所有者等に適正な管理をしていただく必要があり、その管理の方法の基準を定めるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明いたしますので、158ページをお開きください。

条例要綱でございます。

1. 改正理由は、提案理由と同様でございますので省略いたします。

2. 概要。(1)景観重要建造物の管理の方法の基準、景観重要建造物の管理の方法の基準として、修繕は、原則として修繕前の外観を変更しないこと、滅失を防ぐための措置を行うことなどを定めます。第21条関係でございます。

(2)景観重要樹木の管理の方法の基準、景観重要樹木の管理の方法の基準として、良好な景観を保全するため、剪定、その他の必要な管理を行うこと、滅失、枯死等を防ぐため、措置を行うことなどを定めます。

(3)この条例は、平成31年4月1日から施行します。附則関係。

続きまして、次のページをお願いいたします。

議第44号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成31年2月25日提出。

提案理由、空き家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、下呂市空き家等対策協議会の設置に伴い、空き家等対策協議会の委員を下呂市非常勤の特別職職員とするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明いたしますので、161ページをお開きください。

条例要綱でございます。

1. 改正理由、提案理由と同じでございますので省略いたします。

2. 概要。(1)空き家等対策協議会委員を特別職職員として規定し、報酬は日額6,000円とします。別表関係。

(2)この条例は、平成31年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上、2議案について御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第45号、議第46号について提案理由の説明を求めます。

生活部長。

○生活部長（二村忠男君）

163ページをお願いいたします。

議第45号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について。

下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。老朽化した市営住宅を用途廃止するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

165ページをお願いいたします。

条例要綱で御説明をさせていただきます。

改正理由は、提案理由と一緒にございますので省かせていただきます。

2. 概要でございます。老朽化した三原住宅4戸を廃止します。別表関係でございます。

(2)この条例は、平成31年4月1日から施行します。附則関係でございます。

167ページをお願いいたします。

議第46号 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。老朽化した一般住宅を用途廃止するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

169ページをお願いいたします。

改正理由は、提案理由と同じでございます。

2. 概要でございます。(1)小坂公舎2号、3号及び5号を廃止します。別表関係でございます。

(2)この条例は、平成31年4月1日から施行します。附則関係でございます。

2議案、よろしくをお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第47号について提案理由の説明を求めます。

金山振興事務所長。

○金山振興事務所長（澤田勤之君）

議案書の171ページをごらんください。

議第47号 下呂市農林漁業体験施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市農林漁業体験施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。公の施設の見直し方針に基づき、平成31年3月31日をもって、下呂市金山森林総合利用促進施設（ひだ金山の森キャンプ場）を廃止するため、当該条例の一部を改正

するものでございます。

条例要綱で説明しますので、174ページをごらんください。

下呂市農林漁業体験施設条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由、提案理由と同じですので省略させていただきます。

2. 概要。(1)下呂市金山森林総合利用促進施設を下呂市農林漁業体験施設から除外します。

(第2条、別表関係)。

(2)この条例は、平成31年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第48号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

議案書の175ページをお開きください。

議第48号 消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例について。

消費税の税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。消費税の税率の改定に伴い、公の施設の使用料等を改正するため、当該条例を制定するものでございます。

少し飛びますが、205ページをお開きください。

条例要綱でございます。

1. 制定理由、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の規定に基づき、平成31年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることになりました。これにより、消費税を含む使用料等の額を改正するため、本条例を制定し、関係条例の一部を改正するものでございます。

2. 使用料等の算定方法の原則、消費税が5%のときの使用料等を1.05で除した上で、1.10を乗じて計算をしております。原則10円未満を切り捨てさせていただいております。

3. 改正条例一覧、改正条例は以下の43条例でございます。

1枚めくっていただきまして、206ページをお開きください。

4. 施行期日でございます。経過措置、(1)この条例は、平成31年10月1日から施行します。

(2)施行日以後の使用に係る使用料で、前納ができる公の施設の使用料について、施行日前に納付したもの及び施行日前の使用に係る使用料で、施行日以後に納付する使用料については改正前の使用料とします。

(3)水道等の料金については、施行日前から使用している者で、平成31年10月31日までに料金が確定する料金については改正前の料金とします。附則関係でございます。

以上、御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（各務吉則君）

これより本19件に対する質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者あり]

1番 尾里集務君。

○1番（尾里集務君）

145ページ、下呂市有害鳥獣中間処理施設の条例のことでちょっとお伺いをいたします。

その続きで、条例の中で149ページの3番の使用料というふうにしてあるわけなんですけど、報償金交付とともに同時に使用者への納付ということで、処理をするのにかかる経費とかいうのはわかるんですけど、駆除をしてくれというふうに市のほうからお願いをされて処理するという名目の中で、その辺のバランスがわからないんですけど、お願いします。

○議長（各務吉則君）

農林部長。

○農林部長（河合 修君）

使用料の徴収につきましては、今回この上呂地内に設置するという中で、全員の方がそこへ持ってきてくださればいいんですけど、やはり場所的にどうしても金山地域とか、下呂の奥の方とか、場所が遠い方につきましてはそこまで持ってくるということが場合によっては非常に困難な場合もあります。そういった方につきましては、今までどおり裁断してもらってクリーンセンターへ持ってくるなり、埋設ということもありますので、そういった部分から使用料というものを徴収するというふうで上げさせていただきました。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（各務吉則君）

1番 尾里集務君。

○1番（尾里集務君）

ちょっとわかったようなわからんような感じなんですけど、近い人は持っていきゃあお金がかかるけど、遠い人はお金がかからんという意味かどうか、今、認識はわからないんですけど、50センチ未満の場合というのは、これは多分小動物、猿とか鹿、キツネとかというふうに認識はしております。その場合はクリーンセンターへ持っていけば料金がかからんというようなことですが、この辺の料金がかかる設定にしたという根拠は何ですか。

○議長（各務吉則君）

農林部長。

○農林部長（河合 修君）

一応これ、市が設置する施設ですので、そこへ持ってくる以上は使用料というものが発生するものでありますし、当然機械で裁断するというか、細かくするという部分から、そういうふうで

分けています。確かに50センチ未満であれば、直接持っていければ、そういった手間というか、そういった部分がかからないという部分から値段も設定していますので、よろしく願いいたします。

○議長（各務吉則君）

ほかに質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第30号から議第48号までの19議案については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

それでは、4時10分まで休憩を入れます。

午後3時57分 休憩

午後4時10分 再開

○議長（各務吉則君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合によって時間延長したいと思いますので、これに御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を議事日程が終了するまで延長することを決定いたしました。

◎議第49号から議第60号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（各務吉則君）

日程第59、議第49号 財産の譲与について、日程第60、議第50号 財産の譲与について、日程第61、議第51号 財産の譲与について、日程第62、議第52号 財産の譲与について、日程第63、議第53号 財産の譲与について、日程第64、議第54号 財産の譲与について、日程第65、議第55号 財産の譲与について、日程第66、議第56号 財産の譲与について、日程第67、議第57号 財産の譲与について、日程第68、議第58号 財産の無償貸付について、日程第69、議第59号 平成31年度下呂市下水道事業特別会計への繰出について、日程第70、議第60号 平成31年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について、以上12件を一括議題といたします。

最初に、議第49号から議第57号までの9議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、議案書の207ページをお開きください。

議第49号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、下呂市巖立峡ひめしゃがの湯、詳細は次のページに載っております。

2. 譲与する相手方、下呂市小坂町落合1656番地、株式会社ひめしゃがの湯代表取締役 熊崎孔平さん。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、当該施設の施設運営者公募事業により、上記会社を譲与契約候補者と決定したため、平成31年度中に建物と同時に譲与するものでございます。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

譲与する土地の一覧でございます。下呂市小坂町落合字中平1569番地以下、全67筆でございます。

211ページをお開きください。

議第50号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、建物。所在地、下呂市湯之島368番地2、下呂湯之島集会所、木造平家建て、延べ床面積172.24平方メートル。

2. 譲与する相手方、下呂市湯之島368番地2、湯之島区、認可地縁団体でございます。代表者 西博志様。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので、譲与するものでございます。

4. 譲与する日、平成31年4月1日。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、213ページをお開きください。

議第51号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、建物でございます。所在地、下呂市森1050番地2、下呂森集会所でございます。鉄骨造2階建て、304平方メートルでございます。

2. 譲与する相手方、下呂市森1050番地2、森区、認可地縁団体でございます。代表者 田口盾男様。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので、譲与するものでございます。

4. 譲与する日、平成31年4月1日。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、215ページをお開きください。

議第52号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、建物でございます。下呂市森830番地36、下呂市桜町集会所、木造平家建て、74.54平方メートルでございます。

2. 譲与する相手方、下呂市森1050番地2、森区（認可地縁団体）代表者 田口盾男様でございます。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので、譲与するものでございます。

4. 譲与する日、平成31年4月1日。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、217ページをお開きください。

議第53号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、建物でございます。下呂市小川1000番地1、下呂市小川集会所、木造平家建て、236.7平方メートルでございます。

2. 譲与する相手方、下呂市小川1000番地1、小川区（認可地縁団体）代表者 田口定義様でございます。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので、譲与するものでございます。

4. 譲与する日、平成31年4月1日。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議第54号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、下呂市馬瀬南部研修センターの建物及び土地、詳細は別紙でございます。

2. 譲与する相手方、下呂市馬瀬惣島1507番地、惣島区、認可地縁団体でございます。代表者 二村忠秀様でございます。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に

利用が特定される施設については譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので、譲与するものでございます。

4. 譲与する日、平成31年4月1日。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

220ページをお開きください。別紙でございます。

土地につきましては、下呂市馬瀬惣島字見座垣内1707番3、以下8筆でございます。

建物につきましては、所在地、下呂市馬瀬惣島1710番地、下呂市馬瀬南部研修センター、木造平家建て、396.9平方メートルでございます。

続きまして、221ページをお開きください。

議第55号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、旧下呂市立西村出張診療所の建物及び土地、詳細は別紙のとおりでございます。

2. 譲与する相手方、下呂市馬瀬西村846番地2、西村区自治会、認可地縁団体でございます。
代表者 二村輝男様。

3. 譲与する理由、本施設を下呂市の公の施設見直し方針により廃止したところ、施設所在地の上記団体より、本施設を地域での集会所として有効活用したいとの申し出があったため、地域の集会所として施設使用することを条件として、上記団体に譲与するものでございます。

4. 譲与する日、平成31年4月1日。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

222ページをお開きください。別紙でございます。

土地につきましては、下呂市馬瀬西村字柿本839番、以下4筆でございます。

建物の所在地、下呂市馬瀬西村840番地1、旧下呂市立西村出張診療所でございます。木造平家建て、84.03平方メートルでございます。

続きまして、223ページに移っていただきまして、議第56号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、下呂市金山森林総合利用促進施設の一部の建物。所在地、下呂市金山町弓掛625番地1、憩いの家ささゆり、木造平家建て、267.73平方メートルでございます。

2. 譲与する相手は記載のとおりでございます。

3. 譲与する理由、本施設を下呂市の公の施設見直し方針により廃止したところ、土地所有者より譲与を受けたいと申し出があったため、上記の者に譲与するものでございます。

4. 譲与する日、平成31年4月1日。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるも

のでございます。

225ページをお開きください。

議第57号 財産の譲与について。

次のとおり財産を譲与する。

1. 譲与する財産、カオレオートキャンプ場建物。所在地、下呂市馬瀬川上555番地、以下3筆でございます。建物は管理棟、調理棟、休憩棟、構造は木造平家建て、全て同じでございます。延べ床面積が178.87平方メートル、調理棟が45.55平方メートル、休憩棟が20.70平方メートルでございます。

2. 譲与する相手方、岐阜県下呂市馬瀬川上535番地40、カオレ合同会社代表社員 小野恵範さんでございます。

3. 譲与する理由、下呂市の公の施設見直し方針に基づき、当該施設の施設運営者公募事業により、上記会社を譲与契約候補者と決定したため、譲与するものでございます。

4. 譲与する日、平成31年4月1日。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第58号について提案理由の説明を求めます。

市長公室長。

○市長公室長（桂川国男君）

それでは、議案書の227ページをお開きください。

議第58号 財産の無償貸付について。

次のとおり財産を無償貸付する。

1. 無償貸付する財産、下呂市響会館の建物及び土地、詳細は別紙でございます。後から説明をいたします。

2. 無償貸付をする相手方、下呂市萩原町萩原1425番地、飛騨萩原御前太鼓保存会代表 松山則樹様です。

3. 無償貸付する理由、本施設を公の施設見直し方針に基づき廃止するに当たり、専ら利用している上記団体より、本施設を有効活用していきたいとの申し出があったため、下呂市の太鼓芸能の振興に寄与することを条件として、上記団体に無償貸付するものでございます。

4. 無償貸付の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まで。平成31年2月25日提出。
提案理由、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次の裏面、228ページをごらんください。先ほど別紙と申しました部分でございます。

土地につきましては、下呂市萩原町桜洞1465番地31、32、36、同じく桜洞1466番地、いずれも

登記地目は山林の4筆でございます。4筆合計751平方メートルでございます。

建物につきましては、下呂市萩原町桜洞1465番地36、下呂市響会館、構造は木造平家建て、延べ床面積121.52平方メートルでございます。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（各務吉則君）

次に、議第59号、議第60号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

議案書の229ページをお開きください。

議第59号 平成31年度下呂市下水道事業特別会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、平成31年度下呂市一般会計は、次のとおり平成31年度下呂市下水道事業特別会計へ繰り出しするものとする。繰出金1億4,665万6,000円。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。料金収入等の全ての収入を充てても不足する下水道施設の維持管理等に必要な経費を基準外繰り出しすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、231ページをお開きください。

議第60号 平成31年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、平成31年度下呂市一般会計は、次のとおり平成31年度下呂市立金山病院事業会計へ繰り出しするものとする。繰出額でございます。2,000万円でございます。平成31年2月25日提出。

提案理由でございます。医師住宅として使用するため、平成30年度に岐阜県から購入した旧警察官舎の改修工事費の一部を基準外繰り出しすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（各務吉則君）

これより本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんでしょうか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第49号から議第60号までの12議案については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎議第61号から議第72号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（各務吉則君）

日程第71、議第61号 平成31年度下呂市一般会計予算、日程第72、議第62号 平成31年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、日程第73、議第63号 平成31年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、日程第74、議第64号 平成31年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、日程第75、議第65号 平成31年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、日程第76、議第66号 平成31年度下呂市下水道事業特別会計予算、日程第77、議第67号 平成31年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、日程第78、議第68号 平成31年度下呂市下呂財産区特別会計予算、日程第79、議第69号 平成31年度下呂市学校給食費特別会計予算、日程第80、議第70号 平成31年度下呂市水道事業会計予算、日程第81、議第71号 平成31年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、日程第82、議第72号 平成31年度下呂市立金山病院事業会計予算、以上12議案を一括議題といたします。

議第61号から議第72号までの提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（星屋昌弘君）

それでは、平成31年度下呂市一般会計予算から御説明をさせていただきます。

ただいま上程されました議第61号 平成31年度下呂市一般会計予算から議第72号 平成31年度下呂市立金山病院事業会計予算まで一括で説明を申し上げます。

まず、一般会計予算書の1ページをお開きください。

議第61号 平成31年度下呂市一般会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ212億4,000万円と定めるものです。款項の区分及び金額は第1表 歳入歳出予算によります。

第2条の債務負担行為につきましては、第2表 債務負担行為、また第3条の地方債については、第3表 地方債によるものでございます。

第4条は、一時借入金の借入最高額を15億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。平成31年2月25日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

まずは歳入の主なものについて御説明します。

1款市税は、前年度当初比1,157万円減の44億6,599万4,000円を見込みました。内訳としましては、市民税15億1,011万2,000円、固定資産税24億7,909万2,000円、軽自動車税1億540万1,000円、市たばこ税2億1,722万9,000円、入湯税1億5,416万円でございます。

2款地方譲与税は1億9,700万円。

4款配当割交付金は1,300万円。

6款地方消費税交付金は、前年度当初比4,100万円増の6億2,400万円。

3ページへ移りまして、8款自動車取得税交付金は、前年度当初比3,000円減の3,000万円でございます。

9 款、新設の環境性能割交付金は1,000万円を見込んでおります。

10 款地方特例交付金は、前年度当初比400万円増の1,490万円。

11 款地方交付税につきましては、普通交付税は段階的縮減が終了し、一本算定となりましたが、合併特例債の返済等、公債費の伸びもあり、前年度当初比1.4%増の74億3,642万円を計上しました。特別交付税は、近年の決算実績も考慮し、前年度同様6億円を当初で計上したことから、地方交付税全体で80億3,642万円となりました。

13 款分担金及び負担金につきましては、農林水産業費分担金、民生費負担金などで7,951万2,000円を計上しました。

14 款使用料及び手数料につきましては、民生使用料、土木使用料、衛生手数料などで5億1,546万5,000円を見込みました。

15 款国庫支出金につきましては、民生費国庫負担金、衛生費及び土木費国庫補助金など、前年度当初比202万8,000円増の16億8,039万円を計上しました。

4 ページをお開きください。

16 款県支出金は、民生費県負担金及び県補助金、農林水産業県補助金、消防費県補助金、総務費県委託金などで11億3,175万6,000円を計上しました。

17 款財産収入は、土地貸付収入、基金利子などで4,350万8,000円を計上しました。

19 款繰入金につきましては、財政調整基金、公共事業基金、清掃施設整備基金、子育て応援基金、ふるさと基金などの繰り入れで、前年度当初比3億872万8,000円減の15億7,315万6,000円を計上しました。

20 款繰越金につきましては、昨年度と同じ4億円を予算計上しました。

21 款諸収入は、貸付金元利収入などで7億7,919万2,000円を計上しました。

22 款市債につきましては、クリーンセンターや給食センター、庁舎整備等の大型事業が一区切りついたこともあり、前年度当初比25億3,362万3,000円減の16億2,210万7,000円を計上しました。

5 ページからは歳出でございます。

1 款議会費は、議会活動費などで1億1,643万5,000円を計上しました。

2 款総務費につきましては、29億2,153万8,000円を計上しました。総務管理費では、職員の人件費、各施設の管理運営費のほか、公の施設見直し事業、旧馬瀬振興事務所解体工事、選挙費（県議会、参議院、市長・市議選でございます）、庁舎内の情報化推進事業、ふるさと寄附金推進事業、コミュニティバス及びデマンドバス運行事業、各地域の地域振興に係る事業などが主なものでございます。

3 款民生費は50億9,867万2,000円を計上しました。社会福祉費では、社会福祉協議会への助成、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険事業など各特別会計への繰出金、障がい者自立支援給付事業、老人保護措置費、後期高齢者医療の広域負担金、福祉医療費の助成などがございます。児童福祉費では、児童手当及び児童扶養手当給付金、子ども・子育て支援事業、保育所の運営に係る経費、ことばの相談室開設費、そのほか生活保護費などが主な内容でございます。

4 款衛生費は20億1,144万2,000円を計上しました。保健衛生費では、水道・金山病院・診療施設の各企業会計・特別会計への繰出金、予防接種事業、「まめで得々」健康づくり推進事業、健康診査費、中原診療所の管理運営、妊婦健康診査費助成などがございます。また、清掃費におきましては、旧下呂町最終処分場のり面崩壊防止工事、新クリーンセンターやし尿処理施設の管理運営費、ごみ収集に係る経費、新最終処分場の実施設計業務などが主な内容でございます。

5 款労働費は、勤労者住宅資金融資事業など1,135万2,000円を計上しました。

6 ページをお開きください。

6 款農林水産業費は13億6,486万8,000円を計上しました。農業費では、有害鳥獣捕獲事業、アグリチャレンジサポート事業、中山間地域等直接支払交付金事業、元気な農業産地構造改革支援事業、畜産振興事業、強い畜産構造改革支援事業、県営中山間総合整備事業、県営経営体育成基盤整備事業、多面的機能支払交付金事業、農地集積等を進める農業経営高度化支援事業、下水道事業特別会計繰出金などがございます。また、林業費では、森林集約化施策促進事業、森林整備地域活動支援交付金事業、間伐材安定供給支援事業、五輪木材提供事業、県単林道改良事業、集落環境保全整備事業などが主なものでございます。

7 款商工費は10億3,520万7,000円を計上しました。商工費では、小口融資事業、商工業振興団体活動事業助成費、経営安定資金融資事業、企業立地促進支援事業、地元就職支援事業などがございます。また、観光費では、広域連携誘客事業、観光宣伝推進事業、観光振興団体活動事業助成、観光客受け入れ環境整備事業、観光客誘致対策事業、関係人口構築事業、各観光施設の管理運営経費などが主なものでございます。

8 款土木費は26億7,060万8,000円を計上しました。土木管理費では地籍調査費など、道路橋梁費では、道路台帳整備、市道補修事業、市道除雪対策、社会資本総合整備交付金事業、防災安全交付金の道路・橋梁・交通安全事業など、河川費では、河川排水路補修事業、県営急傾斜地崩壊対策事業、昨年の豪雨災害に対応した河川の現況調査及び河道改修効果の検証などがございます。都市計画費では、都市計画区域マスタープラン策定事業、下水道事業会計繰出金、都市再生整備事業、社会資本整備総合交付金事業などがございます。住宅費では、住宅・建築物安全ストック事業、建築物等安全支援事業のほか、市営住宅の維持管理に係る経費が主な内容でございます。

9 款消防費は11億9,428万7,000円を計上しました。主な事業内容は、消防本部・各消防署の管理運営と消防団の活動に関する経費のほか、消防本部及び中消防署の施設及び指令システムの整備事業、中消防署はしご自動車の更新、消防団通信手段確保のための簡易無線機設備整備事業、ポンプ車1台（下呂の田口）、小型動力ポンプ積載車が2台（小坂の赤沼田、金山の中原）の更新事業、防火水槽の整備2カ所、金山第4分団第3部（沓部）消防詰所の新築、小型動力ポンプの購入3台などがございます。また、災害対策費として、避難所用資機材の整備、地震対策用固定器具への補助、ライフライン保全対策、テレビ会議システムの更新などがございます。

10 款教育費は14億4,304万9,000円を計上しました。教育総務費は、英会話指導員・学業支援員の設置事業、スクールバス管理運営費、教育ネットワーク機器の更新、小学校費及び中学校費で

は、各学校の管理運営費や教育振興費のほか、トイレの一部洋式化、学校施設長寿命化のための改修個別計画の策定、小坂小学校擁壁補強工事、萩原北中学校屋内運動場改修事業、要保護・準要保護児童・生徒就学援助費などがございます。社会教育費では、図書館運営費（システムの更新、図書館のあり方研究会も含まれます）、下呂ふるさと歴史記念館を初めとする各種文化財・社会教育関連施設の管理運営費、中学生姉妹都市交流事業、地域学校協働活動推進事業などがございます。保健体育費では、各種体育施設や学校給食センターの管理運営費のほか、あさぎりグラウンドの改修、これは防球ネットの新設、バックネットのかさ上げ等でございます。金山学校給食センターの解体と萩原及び下呂学校給食センター解体に向けての設計・測量などが主な内容でございます。

7ページに移りまして、11款災害復旧費は5億708万2,000円を計上しました。これは、昨年の豪雨災害で被災した過年市単の農地及び農業施設災害復旧事業と土木施設の過年補助災害復旧事業などがございます。

12款公債費につきましては、市債の償還元利金及び利子などで28億3,546万円を計上しました。

14款予備費につきましては3,000万円を計上しました。

次に、8ページをお開きください。

第2表 債務負担行為でございますが、平成31年度におきましては13件の債務負担行為を予定しております。

9ページへ参りまして、第3表 地方債では、起債の目的ごとに借入限度額を設定し、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。

平成31年度は、臨時財政対策債のほか、合併処理浄化槽設置整備事業など10の事業で合計16億2,210万7,000円を限度額として借り入れを予定しております。

11ページ以降の事項別明細書につきましては、予算特別委員会におきまして御審議をいただく予定でございますので、よろしくお願いたします。

少し飛びますが、305ページをお開きください。

こちらは給与費明細書です。特別職の給与費明細で、下段の比較欄をごらんください。

「長等」欄は、市長、副市長に係るもので、給料は職員の給与費削減解消に伴う増額でございます。期末手当は支給率の改正、共済費は掛金の変更に伴う増でございます。

議員欄につきましては、期末手当の率改正と共済掛金の率変更に伴う増額でございます。

その他の特別職の職員及び報酬の増につきましては、県政及び国政選挙等に伴う投開票立会人が主なものでございます。給料、期末手当は教育長に係るもので、共済費については、教育長及び月額報酬職員の社会保険料の掛金率の変更に伴う増でございます。

306ページをお開きください。

一般職の給与費明細でございます。

上段、総括の比較欄をごらんください。

職員数は469名で17名の増となっております。これは産休・育休代替の任期つき職員及び再任

用職員の増が主なものでございます。給与費、共済費は、給与改定、昇給、採用、退職による増減を調整し、合計で9,645万8,000円の増となっております。

職員手当につきましては、下表のとおりでございます。

307ページから316ページまでは給料及び職員手当の増減額の明細とその状況となっております。

317ページから321ページまでは債務負担行為の調書です。

最終322ページをお開きください。

こちらは地方債の調書で、表の一番右下の合計額223億1,393万円が平成31年度末の起債残高見込み額でございます。

以上で一般会計予算についての説明を終わります。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。

なお、詳細につきましては予算委員会にて御審議をいただく予定ですので、概要説明のみとさせていただきます。

それでは、下呂市特別会計及び下呂市公営企業会計予算書の1ページをお開きください。

議第62号 平成31年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億7,560万円と定め、款項の区分及び金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。平成31年2月25日提出。

2ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

予算議決の対象となる款項ごとの金額はこの表のとおりでございます。

平成30年度から県が保険財政の責任主体として保険者に加わり、今まで市に入っていた療養給付費等負担金などの国庫支出金は県へ入ることになりました。これに合わせ、社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会へ納めていた納付金・支援金・拠出金等も県が納めるように変わり、市の予算は歳入歳出とも減額となっております。

歳入では、1款国民健康保険税は6億7,181万4,000円を見込んでおります。6款県支出金は25億7,801万6,000円、9款繰入金は2億6,838万6,000円、10款繰越金は2億5,676万3,000円となっております。

3ページをごらんください。

歳出では、2款保険給付費25億1,991万8,000円、3款国民健康保険事業費納付金10億7,593万9,000円となっております。

5ページ以下は事項別明細書、給与費明細書ですので、ここでの説明は省かせていただきます。以下も同様の扱いとさせていただきます。

少し飛びますが、35ページをお開きください。

議第63号 平成31年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億809万円と定め、款項の区分、金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を5,000万円と定めるものでございます。平成31年2月25日提出。

36ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。予算議決の対象となる款項ごとの金額はこの表のとおりでございます。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料3億4,484万5,000円、4款繰入金1億4,472万5,000円が主なものでございます。

37ページをごらんいただき、歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金4億8,339万円が主なものでございます。

次に、47ページをお開きください。

議第64号 平成31年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,171万円と定め、款項の区分及び金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を5,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものです。平成31年2月25日提出でございます。

48ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算です。予算議決の対象となる款項ごとの金額はこの表のとおりでございます。

歳入では、1款サービス収入1億1,307万9,000円、6款繰入金1億1,860万7,000円が主なものでございます。

49ページをごらんいただき、歳出では、2款サービス事業費1億8,311万1,000円が主なものでございます。

続いて、73ページをお開きください。

議第65号 平成31年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,777万円と定め、款項の区分及び金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を1億円と定めるものです。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものです。平成31年2月25日提出。

74ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算です。予算議決の対象となる款項ごとの金額はこの表のとおりでございます。

歳入では、1款保険料7億954万7,000円、4款国庫支出金7億9,780万2,000円、5款支払基金交付金8億8,081万9,000円、6款県支出金4億7,605万7,000円、10款繰入金5億6,244万2,000円

が主なものでございます。

76ページをお開きください。

歳出では、2款保険給付費31億9,367万5,000円、5款地域支援事業費9,044万7,000円が主なものでございます。

続きまして、119ページをお開きください。

議第66号 平成31年度下呂市下水道事業特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億2,296万円と定め、款項の区分及び金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

第2条の債務負担行為については、第2表 債務負担行為、第3条の地方債については、第3表 地方債によるものでございます。

第4条は、一時借入金の借入最高額を10億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算の流用について定めるものです。平成31年2月25日提出。

120ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算です。予算議決の対象となる款項ごとの金額はこの表のとおりです。

歳入では、2款使用料及び手数料5億6,642万9,000円、6款繰入金15億4,678万円が主なものでございます。

121ページをごらんいただきまして、歳出では、2款施設管理費5億3,325万3,000円、3款施設整備費1億905万9,000円、5款公債費14億45万5,000円が主なものでございます。

122ページをお開きください。

第2表 債務負担行為では、公共下水道料金徴収業務委託料について、期間を平成32年度、限度額を2,369万5,000円と定めるものでございます。

123ページをごらんいただき、第3表 地方債では、起債の限度額を4,170万円として、起債の方法及び利率、償還の方法について定めるものでございます。

続きまして、153ページをお開きください。

議第67号 平成31年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,358万円と定め、款項の区分及び金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものです。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものです。平成31年2月25日提出。

154ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算です。予算議決の対象となる款項ごとの金額はこの表のとおりです。

歳入では、1款診療収入1億8,552万3,000円、7款繰入金8,673万4,000円が主なものでございます。

155ページをごらんいただきまして、歳出の主な内容は、2款医業費2億1,073万3,000円が主なものでございます。

続きまして、181ページをお開きください。

議第68号 平成31年度下呂市下呂財産区特別会計予算です。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ286万円と定め、款項の区分及び金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。平成31年2月25日提出。

182ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算でございます。予算議決の対象となる款項ごとの金額はこの表のとおりです。

歳入では、1款財産収入144万5,000円、3款繰越金141万円が主なものでございます。

183ページをごらんいただき、歳出では、1款総務費141万円などを計上しております。

続きまして、193ページをお開きください。

議第69号 平成31年度下呂市学校給食費特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,876万円と定め、款項の区分及び金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。平成31年2月25日提出。

194ページをお開きください。

第1表 歳入歳出予算です。予算議決の対象となる款項ごとの金額はこの表のとおりです。

歳入の3款諸収入1億4,924万7,000円は、保護者及び教職員からの給食費負担収入、その下の歳出では、1款学校給食費1億5,876万円として、各給食センターの賄い材料費を計上しております。

次からは公営企業会計の予算となりますので、199ページをお開きください。

議第70号 平成31年度下呂市水道事業会計予算でございます。

平成31年度から今年度まで特別会計であった簡易水道事業会計が公営企業会計に移行したことで、予算規模が膨らんでおります。

第2条は業務の予定量で、給水件数1万3,300件、年間の総給水量462万立米、1日平均給水量1万2,657立米を予定しております。主要な建設改良事業費は1億8,580万7,000円で、簡易水道の施設整備工事が主なものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益8億4,117万2,000円、水道事業費用11億6,472万7,000円を予定しております。

200ページを開いてください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入1億9,318万1,000円、資本的支出5億9,460万1,000円を予定しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億142万円につきましては、当年度及び過年度の損益勘定留保資金3億7,840万2,000円及び消費税資本的収支調整額2,301万8,000円で補填するものとしております。

第4条の2は、特例的収入及び支出として、公営企業会計となる前に発生した債権及び債務を4億4,387万7,000円及び1億1,600万円と定めたものです。

第5条は、債務負担行為として、水道施設運転管理業務ほか1件について、その期間と限度額を定めたものでございます。

201ページをごらんいただき、第6条、企業債は、起債の限度額を3,180万円として、起債の方法、利率、償還の方法を定めたものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を2億円に、第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合として、消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用を定めております。

202ページをお開きください。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費7,367万8,000円を、第10条では、棚卸資産の購入限度額を1,000万円とそれぞれ定めております。平成31年2月25日提出。

続きまして、237ページをお開きください。

議第71号 平成31年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、年間入場者数18万5,000人、1日平均入場者数506人を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、下呂温泉合掌村事業収益2億6,973万円、下呂温泉合掌村事業費用2億5,779万3,000円を予定しております。

238ページをお開きください。

第4条は、一時借入金の限度額を3,000万円に、第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費2,919万4,000円を、第6条では、棚卸資産の購入限度額を3,000万円とそれぞれ定めております。平成31年2月25日提出。

続きまして、267ページをお開きください。

議第72号 平成31年度下呂市立金山病院事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、病床数99床、年間患者数は、入院2万5,550人、外来4万1,230人、1日平均患者数は、入院70人、外来155人を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、病院事業収益14億7,033万2,000円、268ページを開いていただきまして、病院事業費用14億8,745万3,000円を予定しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入2億198万6,000円、資本的支出2億5,271万7,000円を予定しております。

なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額5,073万1,000円につきましては、損益勘定留保資金で補填するものとしております。

第5条、企業債は、起債の限度額を1億3,918万円として、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の限度額を1億5,000万円と定めるものです。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費8億

2,786万8,000円及び交際費60万円を、第8条では、棚卸資産の購入限度額を1億1,529万3,000円とそれぞれ定めております。平成31年2月25日提出でございます。

以上で平成31年度予算に係る説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（各務吉則君）

これより本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第61号から議第72号までの12議案について、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第61号から議第72号までの12議案については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（各務吉則君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は3月7日午前10時より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後5時04分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成31年2月25日

議 長 各 務 吉 則

署名議員 3番 田 中 副 武

署名議員 4番 今 井 政 良